

令和6年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和6年12月15日（日曜日）

◎出席議員（13名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榊 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
11 番	多治見	亮 一 君	12 番	二 川	靖 君
13 番	高 橋	秀 樹 君			

◎欠席議員（1名）

2 番 井 脇 昌 美 君（午後欠席）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	保 多 紀 江 君
福 祉 課 長	森 岡 彰 寿 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君
経 済 課 長	佐々木 康 仁 君
建 設 課 長	松 野 孝 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	加 藤 勝 廣 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	鈴 木 研 司 君
総 務 担 当 主 査	飯 野 真 有 君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜ P 3 ～ P 4 9 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

12月6日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日12月15日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 議事日程に入る前に、一言申し上げます。

本日12月15日は日曜日ですが、町執行者の協力を得て、議会を開催いたしました。

足寄町議会は、「町民に身近な意思決定機関としての議会及び議会活動の活性化と充実」を主な目的として、議会総合条例を制定し、その第6条において、「議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める」と定めております。

3年間はコロナ禍により開催はできませんでしたが、昨年からの「日曜議会」を開催できるようになりました。

本日の日曜議会では一般質問を行い、多くの町民の皆様に、議会に関心を持ってい

ただきたく、傍聴をお願いしたく存じます。

本日は各議員30分の持ち時間ですが、どうか町民の皆様に分かりやすい質問・答弁になりますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番早瀬川恵君。

（1番早瀬川恵君 登壇）

○1番（早瀬川恵君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

件名、耳が聞こえづらい人の支援について。

町内の人口減少が続く中、65歳以上の高齢者人口はピークを迎えましたが、今後も75歳以上の後期高齢者人口は増え続け、これに伴い、高齢者に多い疾病の一つである難聴も比例することが想定されます。

日本の難聴者は人口の10%、1,300万人。高齢化に伴い、今後増加していく傾向にあります。加齢性難聴は老化現象の一種で、誰にでも起こる可能性があります。一般的には40代から聴覚の衰えが始まり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。必要な音が聞こえず、特にコミュニケーションが取れなくなり、認知症のリスクも高まることが言われています。難聴の人が認知症になりやすい理由は、様々説があるとされていますが、脳が聞くことに多くの能力を費やしてしまい、脳への負担が大きくなるため、音や人の声が聞きづらくなることで、人とのコミュニケーションが減るため、これらが組み合わさることで、認知力の低下につながると言われています。

難聴者、また途中で耳が聞こえづらくなった方が安心できる仕組みづくり、そういう支援が町としても必要と考えますことから、以下の点について伺います。

1、難聴（加齢性難聴）の方への窓口等の対応について。

2、高齢者が難聴に早期に気づくための対策について。

3、高齢者の難聴に係る町への相談等の現状について。

4、聴覚補助器等を必要とする町民の方への情報提供について。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 早瀬川議員の「耳が聞こえづらい人の支援について」の一般質問にお答えします。

1点目の「加齢性難聴の方への窓口等の対応」についてですが、従前より、加齢によって耳が聞こえにくい方へは、大きな声でゆっくりと簡潔に話すことに心がけていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口にパーティションを設置していた際、窓口に見えられた方の聞き取りづらさを改善するために集音器を配置しており、現在も利用できるようにしております。

2点目の「高齢者が難聴に早期に気づくための対策」につきましては、町では特段の対策を講じてはいませんが、聞き間違いが多い、会話をしているときに聞き返すことが多いといった症状がある場合には、年齢を重ねたから聞き取りにくくなったのは仕方がないと判断せず、医療機関に相談していただくことが一番の対策であると考えております。

3点目の「高齢者の難聴に係る町への相談等の現状」についてですが、高齢者の難聴に特化した相談については、ほとんどない状況ですが、補聴器の購入について相談を受けた場合については、聴覚障害の有無について専門医に受診していただき、聴力の状況によっては身体障害者手帳の交付を

受けることで、補装用具支給の対象となる旨を説明しているところです。

4点目の「聴覚補助器等を必要とする町民の方への情報提供」についてですが、町のホームページにおいて補装具・日常生活用具について掲載しており、補装具支給内容について説明しているところです。

難聴に伴い日常の会話が難しくなり、コミュニケーションが減少し社会的な孤立状態となるため、認知症の発症や進行を早める可能性があると考えられ、2015年に厚生労働省が公表した認知症施策推進総合戦略においても、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられているほか、先般、帯広耳鼻科医会から中等度難聴者への支援について要望を受け、現在、管内状況等の情報収集を行っているところです。

耳が聞こえづらくなった方が安心して暮らせるよう、十勝圏活性化推進期成会において、国や北海道へ補助制度を創設するよう要望しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、早瀬川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） 難聴、加齢性難聴の方への窓口等の対応についてですが、集音器が導入されているということで、とてもよいことだと思います。老眼鏡のように気軽に使っていただくのが、音のバリアフリーにつながるのかなというふうに思います。

集音器が設置してあるということで、安心なのですけれども、残念なことに設置してあることを知らない町民もいます。こちらはいつ頃設置されたのでしょうか。しっかりお伝えしようと、職員が大きな声で対応する姿もあるようですので、お願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

集音器につきましては、小型の耳に当てるタイプの集音器でございまして、本庁では2台設置しており、福祉課と住民課の窓口で1台ずつ配置しております。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、先ほど町長の答弁でもございましたパーティションを窓口のところに設置した際に、その後、しばらくして聞き取りにくいということがやはりありましたので、そういったことを解消するために、調べた結果、集音器があるということだったものですから、集音器を設置させていただいております。令和3年頃から設置をしたかというふうに記憶しております。詳細な設置日をお答えできなくて申し訳ありません。よろしく願いいたします。

以上とします。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 令和3年頃ということなのですが、これは周知はどのようにされていたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

周知については、広く周知をとというよりは窓口のところに設置をしております。パーティションのところに注意書き等もしていたのですが、御自由にお使いくださいというような形の周知でしたので、そういった形で、フリーに使っていただくというような形にしておりました。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） せっかく置いてあるのですけれども、浸透していないようですので、再度周知はしたほうがいいと思います。

もともと置いていなかったということと、使ったことがない方もいらっしゃるの、新しいものには抵抗があると思いますので、利用頻度はどれぐらいなのでしょう。お願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

戸籍の窓口での利用状況については、私のほうでは把握はしていませんが、福祉課の窓口には集音器につきましては、置いてはいるのですが、やはりそのまま直接対峙をして会話をしている際に、その集音器を使っている方はなかなかいらっしゃらないかなというふうに思っています。

パーティションを撤去した際に、直接対面ができるようになった部分もありまして、職員のほうも聞き取りにくいということになった場合、隣の席のほうに移動して会話をするなりという形で、コミュニケーションを取りやすいような状況にして会話をしている状況がございまして、なかなか集音器自体を先にとって会話をしているという件数はない状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） せっかくお金をかけて設置したものですし、職員の方は慣れていると思いますが、大きな声で対応するのもお互い大変なことだと思いますので、耳が聞こえにくい高齢者の方や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるよう、また窓口業務の時間短縮にもつながるよう、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

次に、高齢者が難聴に早期に気づくための対策についてですが、聴力の低下を自分や周りの人が知るための聞こえのチェックリストみたいなことを行っている自治体も

あると伺っていますが、町としては何かありますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今、早瀬川議員がお話になりましたように、加齢性難聴のチェックをするためのチェックリストという部分につきましては、本町に取り入れて導入して実施していることはございませんでした。

ただ、今回御質問いただきまして、私のほうもいろいろ調べさせていただいた段階で、一般社団法人日本耳鼻科医会から、加齢性難聴のチェックポイントというのを広く周知しておりまして、そういったものを見ますと、先ほど町長の答弁でもありましたように、聞き返すことが多いだとか、聞き取りづらいだとかという部分、数個羅列したものがあまして、それがあればやはり難聴の可能性があるということで、専門医に受診をしたほうがよろしいかもしれないというような注意書きをしているところもありますし、それを活用した自治体もございますので、本町においてもそういった部分、検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） まずは、現状を知ることが大事だと思います。現状を知らなければ、どんな対策を立てればよいか、どういった援助が必要かなど考えられないと思うのですよね。聞こえ方によって、現在どういうことに不便を感じているのかと。例えば、今、会話に入れなないといった困難があり、そうした集まりに行くのをためらっているとか、そういうものも含めてしっかり調査する必要があるのではないかと考えます。

日本補聴器工業会が1万4,061人から集めたアンケート調査によると、所有者5

1%の方が、早くつければよかったと思う。その理由として、97%の方が会話のしやすさや精神的安定感などの生活の質の向上と答えています。77%の方が町なかで自信を持って歩けるようになったと答えています。

足寄町高齢者保健福祉計画の基本目標の中で、生活機能低下の早期発見とあります。この基本目標に近づくためにも、高齢者を対象とした調査やアンケートで現状をしっかりとつかむ必要があると考えますし、やはり聞こえに対する項目をしっかりと設け、調査するべきではないかと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

現在の段階では、難聴の度合いだとかそういう部分の調査については実施していない状況でございます。

先ほど議員がお話になりました高齢者福祉計画を策定する段階でも、本来ニーズ調査等をしているのですが、今回の策定の段階でのニーズ調査の中にはそういった項目を記載しておりませんでした。

次期計画、その他、何か調査をする機会がございましたら、そういった部分、状況の把握に努めさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） ぜひ実施していただきたいというふうに思います。

本町では、町民センターで実施する集団健診で、後期高齢者を対象とした健康診査を無料で受診することができますが、聴力検査は入っていないと思いましたが、どうでしたでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

集団健診につきましては、特定健診を実

施しておりまして、その中に聴力項目はございませんので、実施しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） これだけ高齢化が進んでいる中、聞こえの不自由さにつらい思いをされている方が多いのではないかと思いますし、そういう話もよく聞きます。

全国的にも耳が遠いなど、難聴で医療機関を受診する人が少ないとする調査や、聞こえにくいなと思って、テレビの音を大きくしたり、大声で話してもらったりして我慢をしてしのいでしまう人や、どの程度聞こえにくくなったら受診すべきなのか分からない人も多いと聞いています。そうした意味からも、難聴の早期発見のための積極的な支援につながる仕組みをつくる必要があると思いますし、また、自分自身がその認識を深めるためにも、健康診査を用いて、しっかりとこれについて自覚できるように、町としても捉えられることができるように、この項目を入れることを求めたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

聴力の検査につきまして、集団健診の中で実施するという部分については、今現在のところは検討しておりません。集団ですので、聴力検査はなかなか難しい状況がございます。そういったことでは検討しておりませんが、先ほどお話にありましたチェックリスト等を使った普及啓発とかということをして、やはり御自分でどういった状況かというのは把握していただいて、それで受診だとかが必要だということなところに気づきが向けられるよう、周知啓発をしていくような形にしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） 市町村で行われる健康診断の項目は、主に厚生労働省が定めたガイドラインに基づいて決められていますが、地域ごとの健康問題や町民の特性に応じて追加の検査項目が設けられることがあります。住民の意見やニーズ、健康診断の改善のために、住民からのフィードバックや要望が考慮できるということです。高齡化が進んでいる足寄町民の健康維持・増進のために、重要な役割を果たしている健康診断の項目と最適化も必要なのかなというふうに思います。

町民が健康診断の際に聴力検査を無料で受けられるようにしていただけると、多くの方々が早期に聴力の状態を把握し、適切な対策を講じることができると思います。聴力検査を通じて聴覚の健康を守るとは、生活の質の向上にもつながります。国保病院の人間ドックは、後期高齢者医療制度に加入している方は、自己負担 2 万円で、こちらは健診内容に聴力検査が入っていますよね。ただ、2 万円はお安い金額ではないと思います。では、それ以外の方たち、75 歳以上の後期高齢者の後期高齢者健診、こちらは無料ではありますが、健診内容に聴力検査が入っていないのです。高齢者の生活の質を上げるためにも、町として難聴に早期に気づける取組が必要だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、聴力補助器等を必要とする町民の方への情報提供についてですが、難聴をそのままにしておくと、人とのコミュニケーションが減り、鬱などのメンタル疾患や社会的孤立の状態、地域では閉じ籠もりの高齢者を出してしまいます。そして、認知症になる可能性があります。難聴は認知症リスクとして最も高い要因の一つとされますが、補聴器などで改善でき、最も予防が期待できるため、補聴器購入の一部を補助する自治体も増えています。

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度

調査によると、医療機器が高額なことを理由に、補聴器所有率が難聴者のわずか15.2%しかないことが分かっています。聞こえづらは感じていても、補聴器をつけている方は、周りを見ても意外に少ないと思いますが、このことに関してはどう感じていますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

補聴器が高額という部分につきまして、確かに補聴器につきましては、安いものから高いものは40万円程度するというふうにも言われております。そういった部分が導入のネックの一つになっているというふうに考えられることもございます。そういった部分があって、つけていच्छらない方が多いのか、もしくは、それなりに聞こえたままで、つけていることについてストレスを感じるというような方でつけていच्छらない方、もしくは、つけることによって雑音等が入って、逆にほかの声が聞きづらくなるということで、つけられていない方もいच्छやと思います。それは補聴器をつけられている方、それぞれの状況に合った形で補聴器をつけられているのかなというふうに考えておまして、その全体数が多い少ないという部分については、私どものほうで、なかなか判断することはできないところかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） こうした状況も踏まえて、聴力の低下は自覚しにくく、病院をあまり受診しないことや、補聴器に関する正しい知識や理解が進んでいないこと、様々要因はあると思いますが、私の知人からは、補聴器の値段が高くて買えないとの声を聞きました。補聴器店にお聞きしますと、先ほど今、福祉課長からもお話ありましたが、あくまでも平均ですが、片方で1

5万円から20万円ぐらい、耳鼻科に行くとお医者さんから両方勧められるので、30万円から40万円くらいかかりますと。補聴器は非常に高額で、特に年金生活者や低所得者にとっては、経済的負担が大きく、購入が難しい現実があります。

足寄町高齢者保健福祉計画の中でも、「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」を目指して進んでいるわけでございます。生活の向上は、認知機能を衰えさせないための大事な要件であると思います。その意味からも、町として、少しでも難聴で困っている町民が補聴器を購入しやすくするための手だてを考えていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 早瀬川議員から、補聴器の関係の、耳の聞こえづらい方に対する支援というか、そういった部分の御質問でございましたけれども、今までお話があったように、耳が聞こえづらくなってきたとき、なかなか本人も気づかないというか、そういうのは多いのかなと思っていました。普通に生活しながらやっていって、少しずつ機能が、聞こえづらくなっていくということでいくと、なかなか自分が普通に生活していく上では、そんなに不便がないというか、ふだんはですね。多分テレビの音だとかがだんだん大きくなってきて、例えば近所の方だとか、それから御家族の方がテレビの音大きいのではないのというような話だとか、そういうようなところで聞こえづらくて少しずつ大きくなってきたのだなというようなところに気がつくのだとかということが多くなってきているのかなというふうに思います。ですので、本人もなかなか聞こえづらいだとかといったところが分かりづらいというか、気づくのが遅くなるだとかということが多いのかなというふうに思います。

また、お友達と話ししていても、あまり

よく聞こえなくて、何となく受け流したりだとか、曖昧な答えで終わらせたりだとかということが多くなったり、より話が聞こえなくなってきた、何となく話の中に入りづらいだとかというようなことにもなっていくのかなと思っています。

そういったことで、お話ありましたように、そういうことが続いていくとひきこもりだとか、それから認知症だとかというようなところに結びついていく可能性もあるということで、そういう支援が必要なのではないかなというようなことでございました。

私も今年、先ほども申し上げましたけれども、帯広の耳鼻科医会からそういうようなお話もお聞きしまして、必要な部分というのはあるのかなというふうに思っております。

ただ、十勝の活性化期成会の中でも国に対して、今まで障害のある方、重度の方だとかには補聴器だとか補装具だとかとして、支援をしてきたという経過がありますので、そういうところも含めて、国にも支援をお願いしたいという要望を出しているところであります。というのは、言ってみれば、十勝の活性化期成会というのは、十勝管内の全町村が入っているところでの要望でありますから、そういった意味では、それぞれのまちも、それぞれの市町村もそういうことが必要なのではないのかという認識に立っているというところでありますので、今後も要望等していかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

引き続き、また支援だとか、それからチェックリストだとか、気づきだとかそういった部分など、いろいろな部分でもまた検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 要望も出しているということなのですけれども、難聴の方も

体は元気で、どこでも行けます。ただ、先ほどもお話ありましたように、会話が成り立たなかったり、相手に何度も聞き返したり、多くの人たちの間に入っても、会話が聞き取れないことによってコミュニケーションが取れない。そこをどうするかと考えたときに、補聴器購入時の助成があれば、難聴の方々の一歩の支援につながるのではないかなというふうに思います。

御存じだと思いますが、近隣のまちでも医師の処方があれば、新得町や上士幌町、池田町、豊頃町、浦幌町などが、障害者と同等の5万円ぐらいの補助を行っているそうです。足寄町としても、高齢者への補聴器購入時の助成への取組が必要なのではないかなというふうに思います。

補聴器を使用することにより、会話の理解が進み、孤立感の軽減や生活の質の向上が期待できます。また、地域社会の一員として積極的に参加できるようになることで、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えますので、これらの効果を考慮し、補聴器の助成制度は町全体にとっても大きな利益をもたらすと確信します。町民の生活向上のためにも、補聴器助成制度の導入を前向きに御検討していただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） これにて、1番早瀬川恵君の一般質問を終了いたします。

次に、3番榊原深雪君。

（3番榊原深雪君 登壇）

○3番（榊原深雪君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

高齢者に優しい除雪支援について。

冬になると心配になる除雪の問題があります。最近は温暖化により、当町の積雪量が少なくなっているとはいえ、高齢者世帯においては、除雪作業が深刻な課題である

と思います。冬が近づいて、憂鬱な思いをしている高齢者が少なくないと思われます。そこで、次のとおり質問いたします。

1、高齢者世帯における除雪の問題は、玄関から道路までの間口除雪ができないことです。自治会からの申請で、除雪活動を支援している実績はどれくらいですか。

2、山間地に住む高齢者世帯の除雪対策必要対象者数と実施内容については、どのようなになっていますか。

3、最近では町なかにも空き地や空き家が増えてきており、その前の歩道などが除雪されていない場合、地主や家主に行政からの要請により進めてもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

4、高齢者がいる自治会住民の活動として、除雪問題解決に十勝管内で有効な事例がありましたらお聞かせください。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 榊原議員の「高齢者に優しい除雪支援について」の一般質問にお答えします。

1点目の「自治会からの申請で除雪活動を支援している実績」についてですが、過去3年間の実績としまして、令和3年度が13自治会38世帯、令和4年度が9自治会31世帯、令和5年度が8自治会32世帯となっており、令和6年度の申請状況としましては、12自治会33世帯となっております。

2点目の「山間地に住む高齢者世帯の除雪対策必要対象者数と実施内容」についてですが、毎年、車両室において町の除雪計画を作成する際に、山間地域における高齢者独居もしくは高齢者夫婦のみの世帯で、除雪が困難な世帯の生活道路を福祉道路として、車両室が実施する道路除雪作業と併せて除雪を実施するよう計画に盛り込んでおり、対象者については、毎年確認や見直しを行っているところです。

本年度におきましては、13世帯の生活道路を福祉道路として除雪する計画となっ

ているほか、1点目でお答えしました自治会における除雪のうち、山間部における支援世帯数の20世帯と合わせますと、33世帯となっております。

3点目の「空き地や空き家前の歩道の除雪を地主や家主に行政から要請して進めてもらいたいと考えているが、いかがか」につきましては、町では通学路等を優先し歩道の除雪を実施しております。また、共助による歩道除雪をしていただいている住民の方々に対しましては、深く敬意を表するところでございます。

御質問の空き地、空き家所有者への歩道の除雪要請についてですが、屋根からの落雪により歩道の通行が危ぶまれる場合等については、対策を講じていただくようお願いしておりますが、空き家、空き地にかかわらず、住宅前及び近隣の歩道の除雪については、住民の方に御協力をいただいているものと思っており、そういった活動が協働のまちづくりにつながるものと考えております。

4点目の「高齢者がいる自治会住民の活動として、除雪問題解決に十勝管内での有効な事例」についてですが、先日、本別町において、自治会が除雪に使用する除雪機を購入したとの報道があり、内容を伺ったところ、自治会へのアンケートを実施し、高齢者宅の除雪を行ってもよいという自治会に対し、町が除雪機を貸出しするというもので、本年度は町内全自治会での実施ではないそうですが、本年度の状況を見ながら、来年度も継続する予定であるとのことでした。

その他としまして、除雪ボランティア登録制度を設け、実施件数に伴い商品券の交付が受けられるといった事例もございました。

今後も各自治会や民生委員の協力をいただき、除雪支援の必要な高齢者の把握に努め、自治会や建設業協会等と連携し、除雪の支援を継続してまいりたいと考えており

ますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

3 番榊原深雪君。

○3 番（榊原深雪君） 災害や防災と同様に、除雪についても、まずは町民自身による自助、次に地域や自治会などによる共助、三つ目に町からの公助としてのそれぞれの役割意識を持つことが大切だと思います。このような役割分担を日頃から具体的に示していただきたく思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今、榊原議員からお話ありましたように、全てが町でやれば一番いいのですけれども、財政的な部分もあったり、それから人的な部分もあったりということで、なかなか全てのことを町でやるということではできません。そういった意味で、災害のときにもよく言われているのが自助、共助、公助ということが言われています。まずは、自分たちのできる場所、災害でいくと自分の命は自分で守るのがまずは一番なのですけれども、災害でなければ、自分たちでできる場所は自分たちでやって、個人個人でやれない場所、そういうところを共助ということで、地域の人たちだとかが協力しながら一緒にやっていこうと。そして、共助でも難しいよといったところが公助ということになるのかなと思っております。

ただ、だんだん高齢化が進み、人口減少も進んでいく中では、なかなかこの自助、共助、公助というの厳しくなっていく部分はあるのかなと考えておりますけれども、できる限り、やはりそういう役割分担というのをしていかなければならないと考えております。具体的にこういうことについてはこういうことでという役割分担というのが、今段階ですぐにこれはこう、これ

はこうというところはなかなか言えませんが、基本的な考え方として、榊原議員がおっしゃられたような役割分担、それぞれで、ケース・バイ・ケースというのがあると思いますけれども、いろいろなケースの中で考えながら、役割分担をしていかなければならないのかなと考えているところでございますので、引き続き御協力いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3 番榊原深雪君。

○3 番（榊原深雪君） では、次の質問をします。

空き地や空き家の前の歩道においては、除雪されないままになっている場合が多く、歩行の障害になっています。個人情報管理が厳しくなっているので、近隣や自治会では連絡先が不明であり、行政でなければ、地主や家主と連絡が取れないことから、歩道の積雪が山になったり、固まったり、凍らないうちに速やかに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 除雪の関係では、非常にそれぞれの地域の方たちが苦勞しながらやっていたいているという部分は承知しているところでございます。

空き地、空き家というところの前というのは、どうしても除雪をする方が誰になるのかというところが、なかなかはっきりしてこないというところなのかなというふうに思っています。やはり、見かねてという言い方がいいのかどうか分からないですけれども、やはり地域の方たちが、そこで歩道がきちんと確保されていないというところで、協力してやっていたいているということが多いのかなというふうに思います。そういったところでは、車道については町としてやらなければならない部分で、車の通りだとか、それから歩道についてもあまり除雪していなくて、車道を歩行者が歩かなければならないとかという危険なと

ころについては、早急にやらなければならないと思っておりますけれども、町内全域で除雪をやらなければならないというところもあって、すぐに除雪だとかができないと、排雪もできないというようなところも多いのかなというふうに考えているところでありまして、また地域の方たちの御協力をいただかなければならない部分なのかなと感じているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 次に、当町は行政面積が広いので、除雪すべき町道の距離が長く、農業や林業のために朝の暗いうちから除雪車が走り回って、基幹産業の発展に寄与していることに敬意を感じている次第です。

市街地の町道の除雪においてですが、車道の雪が除雪車で、それぞれの住宅前に押されて、固くなった山がつくられ、車が車道に出られなくなる場合があります。玄関から車道までの除雪を終えて、やれやれとしたところ、除雪車が来て、固い山を残していくといった状態です。今後何かよい方法を講じていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 今、榊原議員がおっしゃったように、車道の除雪をしたときに、御自宅の前に雪が堆積されてしまって、せっかく除雪したのにということで、車両室においても、町民の方から苦情と申しますか、お叱りのお電話をいただくことがございます。ただ、妙案というか、お時間があれば、それぞれの御指摘のお宅のほうへお邪魔して、車両室のほうでどけることもあります。マンパワーの面もございまして、なかなか行き届いた、きめ細やかな御自宅の前の除雪がスムーズにできないというのが実情でございまして、ではどうしたらいいと申しますと、なかなかお答えに窮するところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 根本は、ただいまのまちの状況を見ましても、少子高齢化ということで、今、高齢化率も42.1%となっておりますし、地域のコミュニティーも果たして満足にできるかといったら、そういうこともない状況であります。その中でも、除雪の支援を、さらに、ほかの自治体の例もいいところを取り入れてやっていただきたいなと思います。

今、除雪の問題は全て高齢者の方から寄せられたお言葉ですので、それを伝えておきたいと思います。

日本には、昔から生活用語として、「隣の三尺」という言葉があります。隣の三尺とは、家の前の掃除や雪かきをするときに、隣の家の前も三尺余分に掃除をしないという教えがあります。当町は積雪が少ないので、このような取組も、隣近所容易に実施することができるのではないかと思います。行政の取組を通して、それぞれに担うべき役割分担を再認識して、寒い長い冬を心温まる、住んでよかったまちづくりとなるように進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今年から社会福祉協議会で、今まで就労センターで除雪作業をやっていたのができなくなったという、それも人手の問題だと思うのですけれども、というような話がありまして、今まで就労センターに除雪をお願いしていた人たちが、どこにも頼む場所がなくなったというようなことをお聞きしているところであります。

そういった意味で、本当に除雪をどうしようかということが、榊原議員がおっしゃられたように、足寄はまだ雪が少ないほうなのでいいのですけれども、いいということはないのですけれどもね。まだいいほうな

のだと思いますけれども、それでもやはり年に何回かどかっと雪が降ることがあって、それを除雪することが大変だという御家庭も多くあるのかなと思いますし、また、これから高齢化もより進んでいけば、そういう方たちが多くなってくるのかなと思っています。ですので、除雪をするサービス、そういった部分を無料であったり、それから有料であったり、いろいろな形でやれるような体制が、やはり足寄のまちの中でもできなければならないのかなと考えているところであります。

今すぐに、こういうことでできたらいいなというところはありますが、今後について除雪をどうしていくのかといった部分は、足寄町にとっての課題になっていくのかなと思っています。

先ほどいろいろとお話がありましたけれども、本当に雪をせっかく自分でやるので、家の前を除雪したら置いていかれたとかということも含めて、いろいろと今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終了します。

11時5分まで、休憩いたします。

午前10時54分 休憩

（2番井脇昌美議員退席）

午前11時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、10番進藤晴子君の一般質問から、開催いたします。

10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） 議長よりお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問を行ってまいりたいと思います。

件名、足寄町国民健康保険病院の現状と課題、今後の展望について。

2024年度病院経営定期調査（日本病

院会、全日本病院協会、日本医療法人協会）によりますと、「働き方改革やコロナ禍の話題も下火になり、人材確保や医療DX、諸物価の高騰などの医療経営の話題が多く聞かれるようになった。また、コロナ禍後の患者の受療行動に変化が見られ、地域によっては病院経営に大きな障害が生じている」とあります。不安定な環境下での経営は、方向性を誤ると、経営が悪化するおそれがあると、上記3部会は警鐘を鳴らしています。

足寄町国民健康保険病院、令和5年度決算によりますと、収益的収支において、1億2,942万5,545円の損失となり、前年度比で約2倍となっています。医療と介護・保健・福祉の連携システムの要となっている足寄町国民健康保険病院の現状と課題、今後の展望について、以下のとおり伺います。

1、外来患者数、入院患者数、時間外診療数と救急車搬送数の推移（令和元年から現在）。

2、経営指標の推移（令和元年から現在）。経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、材料費対医業収益比率、一般会計繰入金。

3、医師・看護師・その他医療従事者の欠員状況とその取組。

4、経営改善に対する取組と今後の展望。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の「足寄町国民健康保険病院の現状と課題、今後の展望について」の一般質問にお答えします。

1点目の「令和元年から現在までの外来患者数、入院患者数、時間外診療数と救急車搬送数の推移」についてですが、外来患者数は令和元年度3万2,112人、令和2年度2万8,871人、令和3年度2万8,198人、令和4年度2万6,112人、令

和5年度2万5,222人で、入院患者数は令和元年度1万3,736人、令和2年度1万1,384人、令和3年度1万2,203人、令和4年度1万1,214人、令和5年度8,608人の実績となっており、外来・入院患者数ともに令和元年度をピークに、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度から減少が続いております。

次に、時間外診療数ですが、令和元年度1,324人、令和2年度926人、令和3年度987人、令和4年度922人、令和5年度1,008人で、救急車搬送数は令和元年度255件、令和2年度233件、令和3年度278件、令和4年度264件、令和5年度336件の実績となっております。

2点目の「令和元年から現在までの経営指標の推移」についてですが、経常収支比率は、令和元年度100.1%、令和2年度93.8%、令和3年度97%、令和4年度93.4%、令和5年度87.9%で、修正医業収支比率は、令和元年度44.9%、令和2年度39.8%、令和3年度41.5%、令和4年度42.7%、令和5年度42.2%となっております。

また、病床利用率は、令和元年度62.6%、令和2年度52%、令和3年度55.7%、令和4年度51.2%、令和5年度39.2%で、材料費対医業収益比率は、令和元年度12.8%、令和2年度12.6%、令和3年度12.2%、令和4年度12%、令和元年度12.2%となっております。

なお、収益的収入に係る一般会計繰入金は、令和元年度4億8,467万3,000円、令和2年度4億1,800万2,000円、令和3年度4億4,193万1,000円、令和4年度4億5,040万7,000円、令和5年度4億4,302万2,000円となっております。

3点目の「医師・看護師・その他医療従事者の欠員状況とその取組」についてですが、予算上の配置計画人数では、医師につ

いては充足しておりますが、看護師については不足しており、その他医療従事者についてはおおむね充足している状況です。

医師・看護師・その他医療従事者の確保対策は、病院運営上、重要課題の一つであることから、口コミによる紹介をはじめ、病院ホームページやハローワークへの募集掲載、集団面接会への参加、ダイレクトメールによる個別アプローチ、人材派遣会社の活用など、様々な取組を実施しており、これまでに一定の成果は上がっているものの、看護職については充足するまでには至っていない状況です。

4点目の「経営改善に対する取組と今後の展望」についてですが、一例として、診療報酬上の新たな加算の届出や、健診受入強化による収入確保、後発医薬品の使用率向上によるコスト削減のほか、研修医の受入れを積極的に行うことで、医師確保のみならず、当直業務等に係る支出の縮減と、派遣元からの指導料として収入の確保にもつながっております。

また、今年度に入り、常勤医師が5名体制となったことから、町民に国保病院をもっと身近に感じてもらえるよう、コロナ禍では開催できなかった出前講座や講演会を開催するなど、積極的に病院をPRすることで、患者数の増加につなげる取組を進めているほか、各種委託料や手数料等の個別交渉により、可能な限り経費の縮減に努めております。

ここ数年来、人件費や資材費・光熱水費の高騰、人口減少やコロナ禍後の患者の受診動向の変化が追い打ちをかけており、非常に厳しい経営環境に置かれておりますが、一方で、経営の基盤となる人材の確保については、明るい兆しが見え始めてきています。

経営強化を着実に進め、将来にわたって持続可能な医療提供体制を確立することが喫緊の課題となっていることから、次年度に向けて、公立病院の経営問題に精通し、

経営改善に実績のある病院経営アドバイザーの活用を検討しております。

引き続き、公共性と経済性のバランスを保ちながら、病院運営を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、再質問に移らせていただきます。

のっけから、たくさんの数字を町長に言わせてしまい、申し訳ありません。ありがとうございました。5年間分、分かりました。

それで、今、1番目の質問の中で、外来患者数からいろいろと数字をいただきましたが、現在に至るまでということで、決算、令和5年度まではもう出ていると思いますが、現在はどうかということ、少し、まず外来患者数について、減っているのか増えているのか。この5年間分、外来患者数を比較しますと、さほど変わりがないように見えますが、実際それはコロナの患者が増えたとき、令和3年とかなので、いつも来ていただけている患者数というのは、もしかしたら減っていたかもしれない。それは推測にしかないのですけれども、数字上は変わらなくても、その辺の患者の状態、受診の状況というのは、多分変わっていたのではないかと推測されるわけですが、今一番大切なのは、コロナが終わって、どこもそうですけれども、患者が戻ってきているのかどうか、これは外来患者数で分かると思います。今年度、令和6年度、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

患者数の推移ですが、5年度はやはりコ

ロナの影響を受けていまして、5年度までは減少の傾向にありました。直近の数字なのですが、入院・外来ともに、人数は直近の数字でいきますと、4月から10月診療分までということで、入院・外来とも増加しているということになっております。特に外来については、先々週でしたか、一日外来患者数が160人を超えたということもございまして、コロナ禍では100人を大体切っていたということもありまして、かなり新しい先生も来たということもありますが、外来については、非常に戻ってきているのかなというふうに思っています。

ただ、入院患者のほうは、増えてはいるのですが、これ前年度との比較なので、元年度、コロナ前と比較すると、まだ追いついていないということで、現状も60床当院あるのですが、半分の30人ということで、ここの入院患者を今後どうやって増やしていくのかということが課題となっているということで、今、先生方をお願いして、あらゆる努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。外来患者数は増えてきている。入院患者は60床のうち30人が大体埋まっているということですね。分かりました。

国は、診療報酬の改定は、今回トリプル改定ということで、4月に改定になりましたけれども、医療費がどんどん増えているので、それを抑制にかかっているということは、皆さんも御存じのとおりだと思うのですが、その中の一つの対策として、国の方針ですね、リフィル処方というのがあります。1枚の処方箋で、本来なら、もし1か月に1回患者が行っていたとすると、病院に受診しなくても、3回その処方箋で薬がもらえるというリフィル処方です。これは、病院にかかわらず小さな診療所に関

しては、命取りみたいな感じの部分のリフィル処方なのですが、国保病院では、これを利用されている方はいらっしゃいますか。分からなければ、分からないで結構です。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

リフィル処方については、数値的なものは持ち合わせてはいないのですが、コロナ禍になって、長期処方ということで、薬を長期に出すというような形はしておりましたが、リフィル処方については、私のほうで今現在、把握しておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。リフィル処方は分からないということですね。

ただ、長期処方が確かにどんどんと1か月、2か月、3か月と増えていることは確かだと思います。これはいいような悪いようなというところがありますが、要は患者に沿った受診間隔、糖尿病の人が半年も行かないようでは困るわけですし、データを見なければいけないわけですし、その患者に合った受診間隔であれば、それはもちろん全然大丈夫かと思いますが、病院にとっては減収になるということですね。分かりました。

そして、もう一つ、コロナ禍だけではないのですが、これはコロナ禍の前からですが、足寄町のデータを持っているのは国民健康保険の患者のデータしかないと思いますが、町外への流出ですね。これは前から、若い方はどんどん外に出ていっていると思うのですが、もし何かデータが一つでもあれば、どのくらいの患者が足寄町外に流れているのか。別に悪いと言っている意味ではないのですが、もしデータが少しでもあれば教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

私のほうで、当院、研修医と今、実習生を受け入れているということで、実習生に対して概要説明ということをしています。そのときに使う資料として、今、持ち合わせているものが医療機関別の国保の加入者の方の受診動向ということで、私、個人でレセプトを調査して出した件数です。今持ち合わせている資料でいくと、令和元年と令和3年がありまして、令和元年が、町内の3医療機関での構成率が国保の方でいくと46.64%、令和3年4月の段階で、町内3医療機関ということで、国保病院含めて45.1%というような状況になってございますので、半分以上の方が町外の医療機関を受診されていると、このデータでいくとそういうことになります。

ただ、高齢者の方、後期高齢者だとか、そういった方は、恐らく町内の医療機関ということで、もっともこの率が上がるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。やはりかなりの方が、四十五、六%の方が外に流れている。

これは専門医に行くとなれば、もちろん当然そうなるわけですし、一概にこのデータを見て、国保病院しっかり頑張れよと、そういうことではないです。ないですが、引き続き、このデータは見ていかなくてはいけないのかなというふうに思っていますが、分かりました。

あと、救急外来と救急車の搬送ですね。こちらのほうは、もう少しこの5年間でアップダウンがあったのかなというふうに私は思っていたのですが、さほどでもないということで、あまりコロナの患者を受け

入れるということでは、救急車はあまり使われなかったというふうに捉えてよろしいでしょうか。数値は要りません。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

コロナ禍で救急患者の搬送数が大きく変わらなかったということで、当院のほうでは、コロナの患者は、一旦は当院に寄るのですけれども、帯広のコロナの患者を受け入れる病院のほうに転送するというのがございまして、そういった部分でいくと、当院のほうにコロナ患者の入院というのはまずなかったということですね。あと、当院の場合、面積が足寄町は広いということで、例えば、足寄町の端から帯広まで行くとすると、2時間ぐらいかかるということもありますので、必ず、国保病院のほうに一旦寄っていただくということがございますので、そういった部分でも、件数が比較的多いというか、かなり多いという状況です。同じぐらいの規模の病院と比べますと、国の調査の令和4年度の実績では、同規模の医療機関の平均的な救急車の搬送数というのは52件なのですね。ですので、それに比較すると、足寄は非常に多いと。それはなぜかという、一旦、国保病院のほうに寄っていただくというような状況にあるということにあると思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 救急搬送の数がそういうことだということは分かりました。

では、救急搬送ということも出ましたので、十勝医療圏との連携ですね。この辺を説明していただきたいかなと思います。なぜなら、入院患者数に関わってくるのではないかと。帯広で専門の治療が終わったならば、家に、自宅に帰れる人は帰る。帰れな

い人は、一旦足寄町の国保病院によってリハビリをしながら、家に帰れるような状況、医療があればですよ。医療がなければ介護ですけれども、医療があればそこで一回ワンクッションを置いて、お帰りになるというような形を多分取ってこられたかと思うのですが、その辺のところは、スムーズに患者の移動といいますか、来るのだろうか。なぜなら、いろいろ帯広辺りの病院は、大きい病院はリハビリまで全部全て、もう術後も全部やった上で帰ってくるような話を聞いておりますので、もしかしたらその辺が減少数になっているのではないかと、入院患者の。というところはちょっと心配なところですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

ただいま、進藤議員が言われたとおり、ここ最近、やはり患者が減っている要因の一つに、当院のほうから大きな病院、例えば帯広でいくと大きな病院がありますね。そういったところに連携室を通して紹介ということで送るのですが、その後、今までは結構回復期ということで、一旦当院のほうに逆紹介というのですか、戻していただいて、そして在宅につなげるという形が主立ったものでありましたが、現状では、今おっしゃるとおり、帯広の基幹病院含めて、例えば自分のグループの中で、いろいろと療養病床ですとか、介護医療院ですとか、そういったいろいろな福祉施設もグループ内で持っているということで、その中で、向こうのほうもお金の部分もあると思うのですが、収入の部分もあると思うのですが、そういったことで、帯広もやはり患者が減っているということで、なかなか戻していただけないと、戻していただけないというのですかね。ですので、そういった部分でかなりダメージを受けているとい

う部分も、今言われたようなことで確かにございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

どこの病院もかなり苦しい経営をしているということがベースにありますので、それは致し方がないことですし、一番いいのは、入院された患者が、自分も、家族も思うような形で移動していく、御自宅に戻ってくる過程ですね。それは自分でチョイスできるというのが、一番かなというふうには思います。ただ、経営上はなかなか厳しいですね。

今の入院ベッドが半分ぐらい空いている。回復期にある方が帯広辺りから帰ってきて、ベッドを使う以外に、今、国保病院に大体どのような方がおいでになるのか。別に疾患名とかではなくて、どのような状態にある方があそこを使っているのか、教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

現在、これは大体患者の年齢層というのも、足寄町は高齢化率が高いということで、平均の入院患者の年齢というのは、80歳を超えているということで、主に回復期、また慢性期に移行するような方が入院されているのがほとんどだということで、一方で、24時間救急をやっているということで、急性期の患者も受け入れているということで、その部分があるのですけれども、そこは本当にごく僅かということで、主立ってはやはり回復期または慢性期に近い患者が、比較的長期の患者も中にはいらっしゃいますが、短い患者とのサイクルの中で、何とか在院日数を超えないようにという形で、今現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。なかなか厳しい。どうやったら埋められるのかというところは、課題だと思います。

あと、私が思っていたより、外来患者数がどんどん増えてきているということは、本当に喜ばしいことで、新しい先生たちが入っていただいて、町民に対してのいろいろな出前講座とかやっていただいて、そういう意味では大変喜ばしいことかなと思うのですが、今回、この質問をするに当たって、一体自治体病院ってどういう病院なのというところ、そこら辺をちょっと私は押さえておきたくて、この質問をしたわけですが、すけれども、地方公営企業ですので、原則独立採算制なのですけれども、自治体から繰入金をもって経費を負担している。もちろんそれをもってやるのが当然だということで、もちろんそれは全然そういう病院だと思っております。

そういう中で、今、北海道医療新聞について最近載っていたのですけれども、開業医ですね、2040年には北海道の開業医が約半分になるだろうと。新規開業を除いておいて。もし新規開業を入れないとすれば、今現在ある診療所数、クリニックですね、それは全て半分近く、十勝管内で言えば、166から98になるだろうという予測がされております。団塊の世代の先生たちが辞められていく、あといろいろな国からの新しいシステム、そういうものに高齢で対応できない。あとは、経営困難ですね、患者数が減少。当たり前だと思うのですが、これが現状でございます。

その中で、足寄町国保病院が足寄町で果たす役割ですね、これは変わってくるのかなと、ちょっと私は思うわけです。今現在クリニックが一つあります。民間のクリニック、あと足寄町国保病院。この中で、病院経営として、今までは病院でよかった

のですけれども、もしかしたら診療所が担っていた役割を、国保病院が担わなければいけないのかなと、ちょっと少しその辺を心配しているのですが、これからいろいろな民間の方を入れて、経営のことを考えていく上で、その辺どうお考えになりますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

どんどんクリニックだとかが廃止になっていってというお話でした。最近も北見のほうでしたか、突然病院が閉鎖になったというニュースもありました。当院は、やはり地域の病院ということで、国保病院がなくなると、足寄町に住んでいる方が、高齢者の方がほとんどだということで、例えば、車で帯広、車でも行けないですね。車で運転して行っても事故を起こしたりとかということがありますので、例えば身内の方が近くにいれば、それは行けると思うのですけれども、なかなかやはりここの病院がなくなるというのは、非常に最後のとりでというか、これがなくなると本当にこのまちから人口が流出してしまうという問題もあります。ですので、何としても病院をなくすことはあってはいけないということで、進藤議員もそういった意味で質問していただいているのかなと思うのですが、だからといって、町の繰入金もそうですけれども、やはりそこはある程度経営努力というのも当然しなければならない。赤字になるのは仕方ないのですが、不採算をやっているということで。ですので、そういった意味で、やはり持続可能な形で国保病院を運営していかなければならない。ただ、今後このままの形でいけるのかということも含めて、例えば近隣の町村も病院持っていたり、診療所持っていたりということもありますので、そういったことも含めて、今ちょうど人もやっと何とか形づいてきた

ということで、これからスタートラインということで、我々も本腰を入れて、来年度に向けて、先ほど町長の答弁にありましたが、アドバイザーということで、この方は本当に、まだ決まってははいないのですが、道内の公立病院に実際に入っていて、実績を出していただいている方なので、そういったことで、今後、その辺を含めて、病院としての在り方を検討して、何とかこの病院を残していきたいという、形はどうであれということで、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君の一般質問の途中ですが、本日の持ち時間30分になっておりますので、後日、あしたに持ち越しとなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6番高橋健一君の一般質問です。

6番高橋健一君。

（6番高橋健一君 登壇）

○6番（高橋健一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、足寄町の農業の未来についてであります。

1、本町の農業の現状について。

①本町の農業者戸数。

②農業者の畑作、畜産、酪農の就業割合。

③本町の農業従事者の平均年齢をお伺いしたい。

2、農業の衰退は地方消滅につながります。担い手の高齢化、後継者不足が叫ばれる中、足寄町は全力で農業を守り、農業の振興策を模索しなければなりません。町長に、妙案はあるかをお尋ねしたい。

3、若者が都会に流出していく中、道外からわざわざ北海道に来て、酪農業を営みたいという夢を抱いて、今、本別の農業大学校で勉強中の女性がいることを新聞で知りました。これは、農業の未来にとって明

るい材料になるものです。足寄町は、このような若者の夢に寄り添い、何らかの移住支援をすることは考えられないか、町長にお伺いしたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の「足寄町の農業の未来について」の一般質問にお答えします。

1点目の「本町の農業の現状について」ですが、本町の農業者戸数は、令和5年現在で211戸となっています。農業者の就業割合は、小さくくりで最も多いのが酪農家で78戸、次に畑作農家で73戸、肉牛農家が38個で、その他、羊、馬の繁殖、牧草販売に携わる方が22戸となっております。

次に、農業従事者の平均年齢については、56.2歳となっております。

2点目の「農業振興策について妙案はあるか」についてですが、農業を取り巻く環境は全国的に非常に厳しく、農林水産省では、2020年に比べ、2030年には農地が100万ヘクタール近く減少するという試算を出しております。離農により農地を手放す大きな要因は、高齢化や後継者がいないなど担い手不足によるものが多く、本町においても、今後離農者が増えることが予想されます。

足寄町農業協同組合や関係機関と一体となり、農業振興策を進めておりますが、残念ながら、このことをやればという妙案はないのが現状です。

農業問題は、我が国の抱える非常に大きな課題であり、食料安全保障の観点からも、さらなる国の支援を要請するとともに、北海道や足寄町農業協同組合をはじめとする関係機関との連携の下、今後にも必要な対策を講じてまいります。

3点目の移住支援についてですが、本町に移住後、新規就農をされた方は、平成13年度以降24組を数えます。新規就農に

向けて、新規就農志向者に認定されると、町内先進農家で2年以内の研修を受けることができ、その際には、営農実習奨励金として月額15万円が交付されます。また、研修期間を終え、就農場所が決まり、新規就農者と認定された場合、経営開始奨励金として年額200万円を3年間交付するなどの各種支援策を用意するとともに、研修から就農まで、足寄町農業再生協議会がきめ細かくサポートに当たっております。

また、新規就農された先輩の方々が、就農を目指す方や就農直後の方に対し、就農や困り事へのアドバイスなどを行うサポート事業も始まりました。

本町が新規就農を目指す方たちに選ばれるような支援策を、今後も検討してまいります。

本町の基幹産業は農林業であり、農業の衰退は町の衰退に直結するものであることから、今後も関係機関との連携の下、農業施策を推進してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 本町の農業の現状ですが、私の資料は平成26年の資料なのですが、私の資料は平成26年の資料なのですが、農業者戸数は225戸でした。それが今211戸に減り、酪農家は96戸から78戸に減ってしまっているということです。やはり徐々に減っていると、まだ10年たっていませんけれども。これはかなりゆゆしき問題ではないかと、私は理解しております。やはり農業の衰退というのが、全体的に足寄町の衰退につながるし、地方の消滅につながっていくのではないかと、私には危惧しております。

ここに「地方消滅」という本があるので、すけれども、これはなかなか厳しい、人口戦略会議が出している資料が載っている本

なのですけれども、いわゆる日本の地方は消滅してしまいますよというところでもない内容の資料なのですが、その資料の中で、足寄町がどのぐらいの立ち位置にあるのか説明いたしますと、分析レポートですね。持続可能性、ちょっと高い順に言います。高い順です。北海道です。北海道179市町村あります。足寄町は26位です。割といいほうです。では、十勝管内だけで考えると、十勝で一番持続可能性が高い町は上士幌町です。2番が鹿追。中札内、帯広、芽室、そして足寄町は6位にランクされています。これを見るとなかなかいいランクだなと。まだまだ足寄町は捨てたものではないかというふうに考えるのですけれども、なかなか厳しい状況があるという、特に酪農業ですが、昨日の新聞ですよ。勝毎農業ガイドというところの資料なのですが、とにかく日本の酪農家が1万戸割れたよと。北海道はそのうちの4割が酪農ですから、4,338戸、これが北海道の割合ということになる。どんどん減ってしまっているよと。それから、先日のNHKの「おはBiz」でしたかね。その番組でやっていたのは、相当酪農業は厳しいのだということが言われていました。酪農業ですね、今立ち行かなくなっているよと。理由は輸入飼料の高騰と農業資材の高騰が挙げられると。そして、酪農業、今60%が赤字を計上しているということです。50%の離農、60%は離農を考えているという状況なのですよ。非常に悲しい状況だと。これがなかったら足寄町は立ち行かなくなると。先ほどの新聞の女性、わざわざ神奈川県から帯広農業に入って、そして今、本別の農業大学校で一生懸命勉強して、酪農をやりたいのだと希望を持っている方の記事なのですよ。これを見て、びっくりしましたね。田舎の子はみんな都会に出ていってしまうのに、都会の子がなぜわざわざ十勝まで来て、酪農なんかやりたいのだと。これは何とかみんなで助けて

やらなければいけないのだと思うのですけれどもね。しかし、助けてやりたいのですけれども、今のような状況で酪農業、これからはもたないよという、こんな記事を見るとがっかりしてしまう。だからこの子に、北海道の酪農は未来がないから、もう帰きなさいと。実家に帰きなさいと、そういうわけにはいかないのでしょうか。そこで、足寄町として何かもうちょっと踏み込んで、こういう若い人たちを助ける施策というのはないものですかね。足寄町、平成16年ですか、放牧酪農推進のまち宣言をしているのですよ。いろいろ頑張っているんですけどね。町長、何かないのでしょうか。もう崖っ縁ですよ。その崖っ縁で、町として、もちろん国が一生懸命やらなければいけないのですけれども、国もどこを向いているのか、全然やる気がないような感じがする。だから、ここから何か発信して、国を動かすとか、このまちもこういうことをやっているのだから、皆で酪農を盛り上げましょうよと、農業が衰退しないように頑張りましょうという、そういうアイデアはないのでしょうか。何かあったらお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 一番最初にも妙案はないということで、最初にお話をさせていただいたところでもありますけれども、足寄町としても、今まで新規就農を目指す人たちに対する支援というのをずっとやってきていまして、とりわけ放牧酪農を中心にしながら、お話があったように、平成16年に宣言をして、それ以降いろいろな形で支援をしながらやってきているというところがあります。

今、国も制度化してきている新規就農に対する支援、経営開始奨励金などは、もとも足寄町が先行しながらやってきて、その後と同じような形で国が支援をするという形になってきたというようなところで、そういう意味では、足寄町が先駆的

に、新規就農の方たちに来ていただくための支援というのもやってきているという状況であります。

今、そういう形の中で、非常に厳しい状況の中でも新規就農したいという方たちがいらっしゃって、去年も2件入ってきていますし、今年も1件新規就農されるという方が来て、新規就農されています。そういった形の中で、先ほども申し上げましたように、そういう方たちの支援というのを再生協議会であったり、それから、先輩方が、今の状況は大変厳しいというところで非常に心配していただいて、そういう先輩方たちのアドバイスなども頂けるようなサポート事業なども今年から始めているというところで、新規就農をして来られる方たちに対する支援というのは、足寄町としては先進的に行っているという状況なのかなというふうに思っています。

それとあわせて、やはり基本は土づくりであったりというようなところが基本になりますので、そういう部分では、耕畜連携だとか、そういう事業を取り組みながら、基本的な土づくりを、畑作物を作っている人たち、それから畜産をやっている人たちと連携を取りながら取り組むというような形で事業もやっていますし、また肉牛になりますけれども、肉牛についても肉質の改良だとかという部分を、すぐに結果は出ないですけれども、何年かかけながらやっていくというような取組なども今年から始めているというところで、いろいろな形で取組を進めているところであります。

やはり経費が非常に高くなってきている、コストが高くなってきているというのは大きな原因なのかなというふうに思っています。酪農についても、やっとなんて制限というのはなくなって、自分たちで搾れるだけ搾ることができるようになってきているのだけれども、昨年の夏の暑い時期の影響などもあって、なかなか量を増やすことができないだとか、それからコストの部分

でいくと、物価の高騰が高止まりでずっと来ているというところで、それなりに収入は、前から比べるとちょっと増やすことができる可能性はあるのだけれども、コストがやはり高くなってきていて、なかなか所得が増えないというようなところがあって、非常に厳しい状況につながっているという状況であります。

これからの部分でいくと、少しずつ国の支援だとか、そういったものをもらいながらやっていかなければ、町独自としてこれをすることによって酪農だとか、肉牛の農家だとか、そういう方たちが比較的、経営的に改善するだとかというのはなかなかないと思いますけれども、やはり基盤をきちんとしていくということがまずは第一かなというふうに思っています。

そういった取組を基本にしながら、とはいえ、そこを一生懸命やったにしても、今すぐの経営が非常に厳しいよといった部分もありますので、そういったところも含めて、農協などと相談しながら、どういう支援が一番いいのかというようなところも含めて、検討していかなければならない課題かなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 一般質問の途中ではございますが、これで一度、お昼のため休憩いたします。

再開は午後1時になります。よろしくお願いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番高橋健一君の一般質問の再質問から開始いたします。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 午前中に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。

やはり農業の状態が非常に今厳しいとい

うことです。特に酪農は壊滅的な状況にあるということで、非常に悲しい思いをしています。やはり全力を挙げて、こういう農家、それから酪農家の皆様を助ける、そういうことで頑張っていたきたいと思います。やはり人ごとではないです。本当に町民全員が危機感を持って、こういう対策に当たらなければいけないのではないかと私は思っています。

先ほども申し上げました、新聞に出ている女性の方、18歳です。神奈川県からわざわざ農業大学校で勉強されている。実は、この人、我が雌阿寒太鼓保存会に入っていて、太鼓を猛特訓中ですので、何らかのまちの行事でデビューしますので、そのときにいろいろ話を聞いてあげてください。非常にすばらしい子です。何か夢を崩したくないのですよね。この人の夢をぜひかなえてやりたい。足寄町で酪農業をやらせてやりたいのですよね。どうぞよろしく願いいたします。

やはり農業というのは、自分たち足寄町全員が考えていかなければいけないことだと思うのですよね。何かアピールすることができないのかなと思うのですよね。非常にピンチな状態なのですけれども、私、好きな人に、東大の教授なのですけれども、鈴木宣弘さんという方がいらっしゃって、題名がすごいですね。「世界で最初に飢えるのは日本」とか、「農業消滅」とか、それからこれは森永卓郎さんとの共著ですけれども、「食料危機と財務省の不適切な関係」、財務省はよく分からないのですけれども、これは森永さんにお任せするのですけれども、相当、今、日本も厳しい状態にあるよと。実は1965年ですか、1965年の食料自給率は70%を超えていたのですよね。それが今38%ですから、相当危機的な状況にあると。今、物価高で食料品が高いと言っているかもしれないのですけれども、もっと厳しい状態が来るのだと鈴木先生はおっしゃっている。幾らお金を

しても買えなくなるのだと。そうしたら、どうなるのですか。これはもうはっきりしています。世界で最初に飢えるのは日本ということになる。その中でも東京や大阪が最初に飢えますよということを警告されている。非常に面白い考え方だなと。こういうピンチをチャンスにどうやって変えるのかというと、やはり足寄町が地産地消で農業をぐっと盛り上げていけばいい。そして、国の皆さん、足寄町はこれだけやっているのだと。あなたたち、ぼーっとしていたら飢えて死にますよ。みんな足寄町に目を向けて農業のほうを支援してくださいと、そういうことを訴えていってもいいのではないかと私は思っていますね。

けれども、そういう危機的な状況で、もう日本が食べ物がなくなって、みんな飢えだすと。それで、そのときに、足寄町は食料たくさんあるから、足寄に疎開しようかというときに、足寄町の農業が壊滅的になっているのでは全然受皿にはなっていないということです。ちょっと大げさかな。そういうような状況も想定しながら、足寄町民全体で頑張って保護していかなければいけない。これは喫緊の課題だと思っています。

ちょっととっぴかな。私としては、こんなことやったらいいのではないかということが二つあるのですけれども、一つは、森永さん、今、臍臓がんで大変な思いをして頑張っているらしいですけれども、財務省の問題とかいろいろ文句つけているみたいですが、農業にも結構造詣が深く、マイクロ農業というのですか、食料危機に備えて個人個人が一人一人、小さな畑でいいですからね、家の庭のところに菜園をつくって、作物を作ったらどうかと。30坪もあれば1年間分くらいの野菜はきちんと作れますよということをおっしゃっている。こういう取組も大事だなと。農家だけではなくて、個人個人が食料危機みたいなものに危機感を持って、自分で農作物を

作るのだと。これはすごい考え方です。ちょっと前に新聞を見ましたら、町立病院の先生ですね。国保病院の先生が農園をつくっている、野菜を作っているのだと。けれども、腰を痛めたから大変だとおっしゃっていましたが、そういう姿勢がいいのではないかとということです。池田先生ですか。新しく来られた池田先生が畑をつくっていると。いや、それはいいなと思って、今度一度お会いしてお話をしたいなと思うのですけれども。そういうことも大事なのではないかなと思いますね。

けれども、私もそうですけれども、周りで結構家庭菜園をつくっていらっしゃる方が多いのですけれども、一気にできてしまうのですね、だーっと。大根なら大根、芋なら芋とか。青物であればすぐ傷んでしまいますからね。そういうところを何とかうまく処理できる、町でどこかで売するような販売所みたいなものを設けてくれるとか、そういう試みもいいのではないかと。これは私の夢みたいな話なのですけれども。

もう一つは、オーガニックの問題ですね。これもやはり新聞で、これ、いいなと思ったのは幕別町でやられていましたね。幕別町でオーガニック給食、初提供。何と、きっと町長は知らないと思うのですけれども、12月8日は有機農業の日だと知っていましたか。これは有機農業の日なのです。それで、地産地消ですね。その地域の無農薬の食べ物を子供たちに提供する。これはすごくすばらしいことだと思いますね。私ぐらいの年寄りになったら、幾ら農薬づけのものを食べても、先が知れていますけれども、若い人たちには未来があるわけですから、子供たちに安全で安心な給食を提供する。それ農業おこしになるのかなと思うかもしれませんが、これはきつとなると思いますよね。足寄町はこういう取組をしているのだと。あそこはマイクロ農業をやっているよと。みんな農業に関心を持っているよと。あそこのまちは

オーガニックで、いわゆる無農薬のすばらしい健康にいいような食べ物を提供していますよと。では、あそこにみんな行きましょうと、移住するという考え方も出てくるのではないかなと思うのですよね。

この二つを含めて、時間もなくなっていくのですけれども、町として何か私の意見に賛同するところがあれば、意見をひとつよろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

高橋議員からの御意見は承れるかなというふうに思っていますが、ただ、マイクロ農業といいましても、農業をなりわいにするのか、個人で家庭菜園をつくるのかとでは全く違うのかなと。もっと言えば、畑の問題はどうするのだろう。畑の管理もそんなに簡単なものではございませんので、そんなに簡単にはいかないのではないのかなというふうには思いますが、個々の考え方もございますので、一概にそれにすぐ取り組もうだとかということは、なかなかちょっと難しいかもしれませんが、そういう意識を持つというのは大事なかなというふうには思っています。

また、オーガニックについても、なかなか、オーガニック、オーガニックと言いますけれども、やはりそれに取り組むというのはかなりの労力がかかるというふうには認識しております。

そうすると、現在、今、畑作をされている農家の方々も含めて、大きく方向を変えなければならないだとかということになりますので、農協も含めて、そういう可能性があるのかどうなのかというのは、今後検討していく可能性はあるかなというふうには思っております。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） この時代ですから、子供たちも少ないし、子供たちがすく

すく育つためには、やはり安心して安全な食料を与えるということが非常に大事なことになると思います。

オーガニックを含めて、輸入品でもきちんと調べなければ何が入っているか分からないようなものを取り入れて、子供たちに与えるような、そんな愚行は非常に避けたいと思っております。

それから、農業の全体ですよ。何か開けてこないというか、本当にいらいらするというか、何とか農業を復活させていく、振興させていくという方法はないのか、そういうことをいつも私も考えています。方策は何かないのでしょかね。

最後になりますけれども、町長の最後のまとめの足寄町の今後の農業に関する思いを頂いて、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） なかなか先、どうすれば夢のある、希望の持てる農業に転換していくのかという、そういったところがなかなか実際のところ、見えていないというところが実態かなというふうに思っています。

先ほどお話もありましたけれども、自給率、今、38%ということになっていますが、これをもっと引き上げる、食料安保だとかということが言われていますけれども、今まではお金を出せば食料品が買えたという時代ではありましたけれども、今後、世界的な非常に不安定な状況の中で、また気象状況なども非常に不安定になってきているという、地球の温暖化だとか、そういう気候変動などもあって、どこの国も食料を輸出するぐらい作れるという状況ができるかどうか分からないという状況になってくるのかなと考えるときに、地元というか日本の人たちの食料は日本で作るということがやはり大事になってくるのだらうというふうに思っています。そういった意味で、38%をもっと自給率を高める

という形で国が政策を打っていただく、そういったことが、まず一つには、農業をもっと活性化しなければならないということにつながってくるのかなというふうに思っています。

それから、農産物の価格ですね。これは生産費に見合った価格というか、そういったものにしていくような、そういう研究なども農水省などもしています。ですので、そういうもうちょっと高い、生産費がこれだけかかっていたら、農産物はこのぐらいに高くなっても仕方がないといったところの国民の理解というか、安いにこしたくないと、今まで給料も上がってこなかったという部分で、安いもの安いものといったところに手を出していたという部分を、少し変えていかなければならないと、そういった意識の改革みたいなものもやはりこれは必要になってくるし、そうやってやらないと農家の人たちの収入が増えていかないというようなことなのかなというふうに思っています。

いろいろな形で農家の人たち、農業を営んでいる人たちがもっと所得を上げ、やはりもうかる農業になっていかなければならないのかなといったところがやはり一番大事なところで、もうかる農業ができれば、後継者の人たちも、次、お父さん、お母さんの後を継いで自分も農業をやろうということになっていくのだらうと思うし、そういう形になっていくというのが一つ大事なことなのかなというふうに思っています。

足寄町として、そのあたりでどういうことができるのかといったところは、なかなか簡単にはならないところなのかなというところでありますので、今後についても、やはり農家の方たちの状況だとか一番よく知っているのは農協ですから、そういった部分では、町、農協、それから普及所だとか、いろいろな関係機関などもありますから、そういったところと協力をしながら、いろいろと相談しながら農業の活性化

に向けた取組を進めていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、6番高橋健一君の一般質問を終了します。

次に、7番木村明雄君。

（7番木村明雄君 登壇）

○7番（木村明雄君） 議席番号7番、議長のお許しを頂き、マイナンバー制度とプライバシーについて、質問をいたします。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、これらのための社会基盤として導入されました。マイナンバーは、社会保障、税務、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が、同一個人の情報であることを確認するためのものであると言われております。

政府は、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指すとの方針の下、総務省、デジタル庁、厚生労働省、これらの各省庁がマイナンバー制度を推進するに当たり、カードを取得した人には、マイナポイント制度を活用し、最大1人2万円の付与を2023年9月までに延長し、加入促進を図りました。

国民の誰もが、この物価高騰の中、少しでもお得に活用したいと考えるのは皆さん同じだと思います。私も、このチャンスを逃しては乗り遅れるとカードを取得したわけであり。これら国民の動きについて、私は反対はしませんが、一方、近年、個人情報保護が叫ばれている中、プライベートセキュリティが守れなく、他人に漏れてしまうのではないかと懸念するところでもあります。

1、行政には個人番号があると聞きますが、マイナンバーカードと同じ番号なのか、お伺いいたします。

2、国民のマイナンバーカードの保有率は70%を超えましたが、足寄町の保有率

はどうなのか。

3、先日12月2日からマイナンバーカードが保険証と一本化、統一されましたが、マイナンバーカードと保険証のひもづけがうまくいっていないなど、支障となった事例はあるのか。または、まだカードをつくっていない人はどういうふうになるのか、この辺について、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の「マイナンバー制度とプライバシーについて」の一般質問にお答えします。

1点目の「行政には個人番号があると聞きますが、マイナンバーカードと同じ番号か」についてですが、個人番号は住民票のある方全員に一人一つの番号を付番し、平成27年10月から通知カード等でお知らせしている番号になります。一般的にマイナンバーと呼ばれており、マイナンバーカードに記載される番号と同一の番号となっています。

2点目の「足寄町のマイナンバーカード保有率」についてですが、11月末の人口5,956人に対して、有効交付枚数は4,450枚であり、保有率は74.71%となっております。

3点目の「マイナンバーカードと保険証のひもづけがうまくいっていないなど、支障となった事例はあるのか」についてですが、マイナンバーカードと保険証のひもづけができない方から、保険証利用登録の方法についての問合せや来庁はありましたが、国保病院受診時に支障となった事例はありません。

次に、「いまだマイナンバーカードをつくっていない人はどうなるのか」については、保険証利用登録をされていない方には、国民健康保険新規加入時に資格確認書を交付しております。資格確認書は、本年12月2日以降の被保険者証新規発行の廃止に伴い、新設されたもので、医療機関等

の受診時に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。また、後期高齢者医療保険につきましても、同様の取扱いとなります。

なお、現在お持ちの足寄町国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者証は記載されている有効期限まで使用することができます。

今後におきましても、マイナンバー制度の普及促進と適正な運用のため、広報紙等により、町民の皆様へ周知を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

7 番木村明雄君。

○7 番（木村明雄君） それでは、続けて質問をいたします。

個人番号は数字だけの番号で、行政手続で使うもの。これについては分かりました。マイナンバーカードは、個人番号に加えて、様々な情報が記載された個人のカードである。これについて、ここでお尋ねをいたします。

過去には似たような、住基カードですか、これがあったと思うのですが、これについてはどういうことになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 木村議員の御質問にお答えします。

過去に住民基本台帳、いわゆる住基カードというのがございましたけれども、こちらは住民基本台帳に記録されている全ての方に付与される番号を基にカードを発行していたもので、平成15年8月より運用が開始されておりました。ですけれども、平成28年1月からのマイナンバーカードが発行されたことに伴い、住基カードの新規発行は、平成27年12月をもって終了い

たしております。

なお、この住基カードなのですけれども、発行から10年間利用ができることになっており、いまだ有効の方もいらっしゃると思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7 番木村明雄君。

○7 番（木村明雄君） これからも、その住基カードというのは使うということですね。もう使わないのですか。

それでは、次の質問をいたします。

総務省では、現在マイナンバーカードの国民保有率は70%を超えたと言われておりますが、我が町の保有率は74.7%ということをお聞きいたしました。そこで、若年層と高齢者の関心度、または取得割合についてどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 若年層と高齢者の保有率の比率ですけれども、そちらについては把握しておりません。

○議長（高橋秀樹君） 7 番木村明雄君。

○7 番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をいたします。

マイナンバーカードの保有率については、現在、国としては70%以上を超えたということをお聞きしておりますが、このカードについて、国の各省庁が推奨しているとおり、今後需要が高まっていくような気がいたしますが、足寄町の保有率、目標があると思うのですが、それについてはどうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町民の方たちの取得の目標率というのは、言ってみれば100%というのが一番いいのかなというふうに思いますけれども、特に目標を掲げて取得を促進するだとかということは、今のところしておりません。議員もおっしゃられたとおり、今後、いろいろな形でマイナンバーカードが使われてくる、ということ

があるのかなというふうにも思いますけれども、そういった意味では、なるべく多くの方が持っていたほうが利便性が高くなる、そういう可能性はあるのかなというところで、なるべく多くの方々が、保険証の代わりにもなるわけですし、今後でいくと、免許証だとかそういったものだとかにも使われるというようなお話もありますので、多くの方たちが持っていたほうが、より便利に使うことができるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をしたいと思います。

12月2日からマイナ保険証になったわけですが、従来の保険証は使えなくなるのか。または、マイナ保険証と従来の保険証と並行使用ができるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 健康保険証の新規発行が12月1日以降できなくなったということでございますけれども、マイナンバーカードに保険証をひもづけた場合、それを使用することができるようになりますけれども、それまで発行されていた被保険者証等につきましては、お手持ちの有効期限まで使用することが引き続きできます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をしたいと思います。

病院においてマイナ保険証を使用することになったわけなのですが、これがどのような効果というか、内容というか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） マイナンバーカードを利用することについての効果でございますけれども、今後、マイナンバーカードを使うことによりまして、いわゆる保険証とすることによりまして、過去の薬だったり診療データを共有して、治療に役立てることができるとともに、突然の手術入院でも、限度額を確認することによって、高額払いが不要になる等のメリットがあるとされています。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

マイナンバー保険証をこれから利用していくわけなのですが、利用するに当たり、従来の保険証と比べ、初診料、再診料、それらの医療費が安くなると聞いておりますが、これについてはどうして安くなるのか、また、どれほど安くなるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

たしか前回、川上議員の質問の中でもあったと思います。それで、実はそこからちょっと変わったところがあります。11月末までは確かに何十円か安いという、この前のお話だったのでございますけれども、12月1日から実は変わって、マイナ保険証であっても、従来の保険証であっても、この加算というのは同じ加算ということで、全くそのメリットが12月2日からになるのですかね、これはなくなったということで、まず1点御理解していただきたいのと、あとは、12月以降に関しては、初診時も再診時も、これはマイナ保険証を使おうが一般の今までの保険証、紙の保険証とか、カードの保険証を持ってきたり、料金は変わらないということに変わっております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、何のメリットもなくなるということかな。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
メリットが全くなくなるということではなくて、先ほど、住民課長のほうからお話があったと思うのですが、例えば、診療情報ですか、薬の情報だとか、そういったものが、マイナ保険証を持っていると、データとして蓄積されていって、次に受診するときの情報になるということで、ただちょっと1点、その情報が、すぐデータが入ってくるわけではなくて、診療報酬、レセプトを請求するという形になりますので、恐らく通常であると、レセプト請求してからお金が入ってくるのは2か月という期間があるので、例えば、昨日受診したとか、1週間前に受診したというデータは、そこには載ってこないという部分もあるかと思えます。

ただ、長い目で見ると、そういうのがどんどん、私もマイナポータルでよく見るのですけれども、自分がかかった薬の料金ですとか、こういったもののお薬を飲んでいたとか、そういったものが調べるとすぐ分かってきますので、そういったメリットはあると思います。

あとは、限度額認定証というのが、今までは申請したりして、後日の償還だとか、申請してそれを持っていくという手間があったのですけれども、マイナ保険証をつくることによって、そういった手間もなくなるというメリットがあります。ですので、全くメリットがないということではないので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 分かりました。実はそれを聞いたかったわけなのですね。

次の質問をいたします。

ここで、プライバシー、プライベートセキュリティについてお伺いいたします。

マイナンバーカード1枚で、1、本人確認、これは身分証明書。2、マイナ保険証、これは12月2日から進んでおります。そして、3、マイナ運転免許証。これについては今年度中に進めていくという計画になっているそうです。4、民間サービスとの連携。これについてはもう銀行と連携している。そして、5、これは税務について確定申告。これについてひもつきになっているということですが、この5項目ですが、これらについて、マイナンバーカード1枚で済んでいるということについてであります。日頃、これを毎日のように使い、そして、慣れてしまえば、こんな便利なものはないような気がいたしますが、その一方で、これから高齢化社会が日増しに加速、増加していく中で、誰しもがうっかりカードを忘れ、損失、盗難に遭う、そのようなリスクが高くなるのではないかと考えます。

このカードには、住所、氏名、性別、それから生年月日が記載されておりますが、万が一の場合、このカードが第三者の心ない者といいますか、特殊詐欺、あるいは闇バイトの手に渡ったとしたならば、いとも簡単に、このカードを基に、ゆすり、たかりが生じるおそれがあると考えerわけでありま。

そこで、家族や身内を装う人物から急な事故、または人から預かった金を落としてしまったというようなオレオレ詐欺。弁護士や警察官を装い、事件に巻き込まれたとヨダンを請求する、または銀行員や警察官を装い、キャッシュカードをだまし取り、暗証番号を聞き出し、不正に預金を引き出されてしまう、このようななりすまし詐欺。それから、金銭の高い収益を約束しての投資詐欺。そして、還付金を装っての還付金詐欺。これに対して私の取り越し苦労でなければよいわけですが、様々な数え切

れないほどの手口があります。若年層、これにはもちろんのこと、年配高齢者についても、大きなリスクが伴うわけであります。

これらをどのように未然に防ぐのか。基本的なことは、自分の大切なものは自分で守るしかないということかもしれませんが、現在、高齢化社会を迎え、毎日のように詐欺のニュースが報じられております。令和の世の中、変わる今日、他人事ではないような気がいたします。

ここで、最も重大な、かつ重要なことは、行政がマイナンバー制度を進めてきた以上、責任があるのではないかと考えます。町民、個々の皆さんのプライバシーの詰まった大切なマイナンバーカードを、若年層から高齢者まで、どのようにこの危機から救っていかなければならないのか、これについて周知徹底をすることが必要だと思うわけですが、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） まだ、質問は続きますか。

○7番（木村明雄君） もうちょっと。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） マイナンバーカードはいろいろな情報が入ったカードということで認識しておりますけれども、マイナンバーカードの紛失等によらず、議員がおっしゃるとおり、オレオレ詐欺とか、なりすまし詐欺、還付詐欺につきましては、住民課のほうでも、消費生活相談等をやっていますので、そういう事例が発生した場合には、そちらのほうに電話していただいて、御相談に乗ることもできますし、これらの詐欺等防止のために、情報提供等、広報等での周知をこれからも図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） これについては本

当に、高齢化社会を迎えていくに当たっては大切なことだと思うわけなのですよね。そこで、日頃私が考えていたわけなのだけれども、うっかりマイナンバーカードを紛失してしまった。これについては、財産をなくしたようなもので、だけれども、何とかしなければならないということになるわけなのですが、これについての再発行というか、これについての対処方法というのはどうなのでしょう、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） マイナンバーカードの紛失等についての御質問ですけれども、マイナンバーカードを紛失した場合にはつきましては、役場が開庁している時間につきましては、住民生活の戸籍担当のほうにまず連絡いただければ、その都度対応いたしますけれども、マイナンバーカードが紛失したのが土日だったり、役場の閉庁時につきましては、マイナンバー総合フリーダイヤルがございますので、そちらのほうに電話をしていただいてから、後日、役場のほうに連絡していただいて、来庁していただければ、再発行等の手続きができますので、そちらのほうでよろしく願います。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 超特急作成カードというのがあるそうですが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 特急発行制度についてでございますけれども、令和6年12月から、マイナンバーカードの発行が1週間で発行できる特急発行交付制度というのが開始されております。こちらは、通常でいけばマイナンバーカードの発行については、1か月から2か月くらいかかったのですが、1週間程度で発行することもできる取扱いになりましたので、こちらにつきましても、紛失等があつて、急い

でマイナンバーカードの発行をしてもらいたいということがありましたら、足寄町役場の住民課の戸籍のほうに来ていただければ、対応させていただきます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 分かりました。

マイナンバーカードについては、メリットもあれば、数多くのデメリットもあるようです。これが、将来、未来に向けて、日本、そしてまた国民、足寄町の皆さんが、日頃安全・安心に暮らしていけるような、とても使い勝手のよい便利なカードだということになるような、そんなことを心から願うところであります。

最後になりますが、マイナンバーカードの制度について、町長の日頃の思い、または願い、これらについて伺いをして終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） マイナンバーカードでありますけれども、私も今まであまり使う機会がなかったので、うちの中にしっかりと保管して、なくさないようにしていたところでありますけれども、最近、保険証だとかでも使うことになるということで、最近の日頃持ち歩いております。私も病院で2回ほど使わせていただきました。非常に便利で顔認証などもあって、暗証番号をきちんと覚えていないとまずいかなと思ったのですが、顔認証で、十分にきちんとすぐできたということで、そんなに難しいものではないと、やるまでは非常にどうかと思ったのですが、やってみると意外と簡単にできたなと思っていました。きちんと保険証にもひもづけがされていて、スムーズに診療が受けられたのかなと思っています。

いろいろな形で、国が進めてきている事業でありまして、足寄町がどうのこうのかというような話ではないのですけれども、やはりせっかく使われ始めてきている

し、保険証だとか、それから今後でいけば運転免許証だとか、そういったものにも使われてきますし、それから個人の身分証明書みたいなものとしても使えるというようなことで、いろいろなメリットが出てくるわけありますから、そういった意味では、町民の皆さん方も、なくさないようにしっかりと保管しながら、使っていただくようなことになるのかなと思っています。

ただ、やはりなくしたりだとかという、そういう心配もあるのはきっとあるのだと思っていますが、マイナンバーカードそのものが財産だとかそういったものを含んでいるわけではありませんので、それ自体ですぐに何かお金だとか、詐欺されるだとか、盗まれるだとかというようなことには、すぐにはつながっていかないのだろうなと思っています。

オレオレ詐欺だとかそういったものについて、やはり一番は警察に届け出るというのが一番だと思いますし、また何かそのほかにそれに関して心配事があれば、役場のほうにも相談していただくことができるのかなというふうに思います。それから、マイナンバーカードについても、それだけでなくしたということはあまりないだろうと思いますので、ほかのものと一緒になくしたというようなことであれば、それをまずは警察に届けるのが一番かなと思います。

再度交付してもらおうといったときにはやはり役場でやりますので、また役場のほうに相談に来ていただければというところがあります。

いずれにしても何か心配事等があれば、役場のほうにも、警察だとか役場だとか、それぞれ相談する窓口などがありますので、そういったところで相談していただくのが一番いいかなというふうに思っています。

いよいよ今までいろいろな制度があつて、途中で尻切れトンボで終わってしまうようなこともありましたけれども、多分こ

のマイナンバカードはそのまま引き続き続いていくとすれば、スムーズに住民の皆様も使いやすいような形になればと思っていますところでもあります。

あまりまとまった答えになっていたかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、7番木村明雄君の一般質問を終了いたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項、高齢者がこれからも住み続けられるために。

物価高騰が高齢者の暮らしを直撃し、暮らしていけないという声が聞かれます。

政府は、物価上昇を下回る年金改定で、実質減額を続け、2012年以降、物価との関係で見れば、公的年金は実質7.8%削減されています。何より、生計費非課税の原則に立つべきところ、最悪の生計費課税である消費税が10%に引き上げられ、低所得者が苦しめられています。

11月12日、国立社会保障・人口問題研究所は、都道府県別の世帯数の将来予測を公表し、北海道の65歳以上の高齢者世帯のうち、一人暮らしの割合は、2050年には46.2%になることを明らかにしました。

11月29日、財政制度等審議会が公表した建議は、介護報酬の引下げで訪問介護事業所の倒産が深刻な中、要介護1・2の人の訪問・通所介護の介護保険外し、介護老人保健施設などの多床室有料化、サービス付高齢者住宅の利用料引上げ、介護サービス利用料の原則2割化、3割負担の対象拡大などを求めており、介護サービスが崩壊しかねません。

医療では、高額療養費制度について、負担能力に応じた負担を求める、年齢によらず医療費の自己負担を3割とすることを求めています。年金、介護、医療の不安は現

役世代にとっても他人事ではありません。高齢になると、人権も尊厳も尊重されなくなるのであれば、若い世代が将来に希望を見いだすことができなくなります。

こうした現状を踏まえ、高齢者が足寄でこれからも暮らしていきたいと思える施策が必要です。以下のことについて伺います。

一つ、老齢基礎年金の引上げを国に求めていくことについて、町の考えは。

二つ、核家族化が進む中、多世代の関わりが少なくなっています。多世代が交流できる地域づくりを進める考えは。

三つ、老人クラブは高齢者の交流の場として大きな役割を果たしています。単位老人クラブの組織率と会員数、高齢者に占める加入割合は。

四つ、高齢者の独居世帯数、実態把握、相談等の状況、支援策は。

五つ、高齢者で車・免許を持っていない人が、帯広の医療機関を受診する際の支援策は。

六つ、町内のコミセン等で開催される様々な取組に、高齢者が参加できるよう福祉タクシーの活用はできないか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「高齢者がこれからも住み続けられるために」の一般質問にお答えします。

1点目の「老齢基礎年金の引上げを国に求めていくことについて、町の考えは」についてですが、原材料価格の上昇や円安の進行等で物価が高騰していることから、エネルギーや食料品関連など、生活での必需性が高い品目の物価上昇が顕著となっており、年金生活者は、消費に占めるこうした品目の消費比率が他の世代と比べて大きくなっているものと思われます。

将来にわたって、安心して老後を過ごせる社会をつくるため、持続可能な公的年金制度を確立することは極めて重要であり、

制度見直しや安定的な財源確保などは、国において検討すべき課題であると認識しております。

2点目の「核家族化が進む中、多世代が交流できる地域づくりを進める考えは」についてですが、休日における子供の集いの場所として、本町の高齢者等複合施設内にある地域交流施設を利用できるように開放しており、施設を利用する高齢者との交流も可能な状況となっているほか、毎月、南区コミュニティセンターで開催している、ひだまりカフェについても、高齢者だけでなく、誰でも参加し交流できる仕組みとなっております。

町といたしましても、そのような活動を周知するとともに、運営する側の参加者が増えるように支援してまいりたいと考えております。

3点目の「単位老人クラブの組織率と会員数、高齢者に占める加入割合」についてですが、令和6年4月末における単位老人クラブ数は11団体、会員数は312人、65歳以上の高齢者に占める加入割合としましては、12.5%となっております。

なお、御質問では組織率とありましたが、単位老人クラブの母体が単位自治会ごとではないことから、老人クラブ数での回答とさせていただくことを御了承願います。

4点目の「高齢者の独居世帯数、実態把握、相談等の状況、支援策」についてですが、令和6年11月1日現在、本町の住民基本台帳における65歳以上の独居世帯数は827世帯となっており、民生委員による訪問及び福祉課地域包括支援センター職員による75歳以上の高齢者宅訪問により、実態把握に努めております。

相談等の状況ですが、冬期間の生活や健康上の相談等、多岐にわたり相談を受けております。

また、高齢者に対する支援としましては、配食サービス及び給食サービスを実施

しているほか、緊急通報装置設置、敬老会開催交付金、生きがいデイサービス、除雪サービス、外出支援サービス、通所型介護予防事業、生活支援長屋をはじめとした様々な高齢者の生活を支援する福祉サービスがあります。

5点目の「高齢者で車・免許を持っていない人が、帯広の医療機関を受診する際の支援策」についてですが、公共交通機関等での移動が困難な方等の一定の条件はございますが、足寄町社会福祉協議会において外出支援サービスを実施しており、町民の方に利用いただいております。

6点目の「町内のコミセン等で開催される取組に高齢者が参加できるよう、福祉タクシーの活用はできないのか」についてですが、町内のコミセン等での行事については、多数の方に参加いただき、生きがいや健康づくり、介護予防につなげていただきたいと考えておりますが、現在、町が実施しています高齢者・障がい者等通院支援事業における乗合タクシーにつきましては、市街地区の患者輸送バスが運行していない区域に居住する、移動手段のない高齢者及び障害者の方が、町内の医療機関へ通院する際に利用するもので、現段階で通院以外の目的で利用可能とする考えはございませんので、コミュニティバス等を御利用いただければと考えております。

今後も関係機関等と協力・連携し、住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 時間がないので少し飛ばしたいと思うのですが、1問目のところですが、町長の答弁では認識しておりますという答弁でした。それ

は分かるのですけれども、国にきちんと積極的に要請する必要があるのではないかという思いがありまして、そのことだけ述べておきたいと思います。

厚労省の年金財政検証2024で示された年金給付水準の将来見通しですけれども、現在50歳の方が年金を受けるときに5万9,000円になる。40歳の方が年金を受けるときに5万2,000円になる。30歳の方が年金を受けるときは4万8,000円になると見通しを示しています。こうなると、今の若い方は将来、今、年金保険料を払っていて、どうなるのかという不安は絶対拭えないと思いますよね。そうして、現在で今6万8,000円ぐらいと言われてはいますけれども、それで今生活できるでしょうかということなのですよ、年金で。例えば、いろいろな事情がありますよ。持ち家がある、自分の畑がある、自分の山があって、家族がいて、まきをつくってくれて、まきをたくから燃料代が要らないとか、そういう様々な条件があって初めて6万8,000円で暮らせるのであって、普通の町場において暮らすと6万8,000円で多分食っていけないと思うのですね。それぐらい大変な低い年金だと思うのです。だから、それを分かった上で、国にもうちょっと上げるべきだと。僕に言わせれば、個人的見解ですけれども、今の年金にプラス最低10万円は必要でないかと。だから16万8,000円ぐらいなければ、一人で食っていけないだろうと思うのですね。食っていけないというか、暮らしていけないだろうという思いがあります。そういう意味で、ぜひ、町としても、必要なチャンスの上に、きちんと国にそういう要請をしていただきたいという思いを伝えておきたいと思います。

2、3、4、5については関連しますので一括で伺います。

独居世帯の実態をどの程度把握しているのかということが問題なのですから、

例えば私の近くで独居の男性が亡くなって数日たって発見されたと。身元を確認するのに歯科医の方に来てもらって、歯型、歯の治療の結果で誰々さんだと確認したということがありました。それから、町営住宅の2階に住んでいる独居男性の方で、私もたまに会ったことがあるのですけれども、仕事を辞めた後、足腰が痛くてあまり動けないのだと言っていたのです。歩かないと駄目になるよと話をしたのです。そうしたら、本当に歩けなくなりました。その後、亡くなってしまいましたね。そういう方がいます。それから、農村部でも90歳を超える女性の方ですけれども、一人で住んでいる方がいらっしゃいますね。私は町場に出て、町営住宅に入りませんかと言ったら、いや、入らないと言うのです。ここがいいのだと言うのですよ。つまり、旦那さんと一緒に、一緒につくってきた畑があって、家があって、そこに住んでいるのですね。そこは出たくないと言うのですね。もっと話を聞いてみたら、僕らは本州と言ってしまいますけれども、本州から来るときに開拓で入りましたと。そのときにはその地域に同じ同郷の人がいたのですよ。つい最近まではね。今は誰もいないのです、周りに。一人なのですよ、本当に。日中誰もいないから誰と話すこともないのですね。買物などは医療バスで来るからいいのだけれどもという話をしていました。だから、町営住宅に入りませんかと言ったら、いや、入っても駄目だと言うのです。入ってもお友達いないし、出て歩く気はないので、ここのほうがいいとなるのですね。そういう方、多分いらっしゃると思うのです、町場にでも。そういう人たちはどうするのかという思いがありましたのでね。この三つの点、ちょっとお話をしておこうと思いました。

それで、足寄の高齢化率が先ほど42.1%と言っていましたよね。だから、その中にいらっしゃる高齢者の方が全てみんな病

気や障害を持っているわけではないと思うのです。今朝もこの朝、今日マイナス15. 何ほありましたか。パークゴルフやっていますよね。元気なのですよ。だから、好きなことやるのだったら本当にやれるのですね。そういうマンパワーを有効活用する取組ができないのかということだと思のです。簡単に言えばそうなのですから、そういったことを考えておく必要があるなと思うのです。

例えばという話ですが、前の議会のときに現議長がぜひ行こうと言って、上勝町とか行ってきました。葉っぱ産業です。高齢者の方がパソコン、家で起動したらすぐ今日の注文が分かるのです。打ち込めば出荷できるというシステムになっていまして、年間何百万円稼ぐという高齢者がいらっしゃるという話もしましたが、そういうふうに実利が伴うと、高齢者の方、動きますよね。それが一つの例ですけども、そんなことも含めて、足寄らしい取組を考える必要があるなというのが一つです。

これだけちょっと言うておいて、特別こうしなさいという話はありませんので、次に行きたいと思いますけれども、南町に住んでいる方の例なのですから、慢性疾患を持っていて、札幌に、元気なときは自家用車で行っていたのですよ、高速を使って。それが行けなくなると。帯広に行くのに、自宅から南6条の国道までのバス停に出るまで、友人に頼んで送ってもらって、バスに乗って行って、帯広で乗り換えてまた別のバスに乗って病院に行くという仕組みなのですよ。帰りも同じことをやるのです。それで、私が自分のことで考えたら、こういうふうになるのですけれども、私の場合、2か月に一回病院に行かなければ駄目なのですよ。国立病院機構帯広病院に。朝6時のバスに乗ります。もし私が免許もなくなって車もなくなったら、ここ数年以降にそうなるだろうと思うのです

けれども、そのときに朝6時のバスに乗って行くのです。そうしたら帯広まで2時間12分かかります。そこから、今度は西17条のバスに乗り換えて、17条で降りると。そして、そこから国立病院の入り口まで歩かなければ駄目なのですね。合計すると約3時間20分くらいかかります、うまくつながってですよ。それを往復しなければならぬのです。それをあと三、四年後の私の体力ないときにそれができるかということなのですよ。そういう方はたくさんいらっしゃると思うのです。

それで、自宅の玄関先から病院の入り口まで送ってもらえるというシステム、送ってではないね、送迎してもらえるというシステムができないかという思いがあるのです。それがないと、どんどん息子や娘のいるところに引っ越しする、移転する、あるいはどこか施設に入ってしまうということになってしまうのだと思うのです。そういうことを避けるために、先ほど町長が言われたように、「いくつになっても安心して住み続けられるまち」を目指すためには、そういうシステムをどこかでつくらなければ駄目ではないかという思いがあるのですけれども、それができないかどうかという思いがあります。

○議長（高橋秀樹君） 暫時休憩をさせていただきます。

午後 2時06分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） まず、年金の関係ですけれども、先ほどもお答えしましたけれども、年金については国が進めていくという事業になっていまして、年金、非常に長い期間、持続的に制度が継続していくことが可能な制度ということになっていまして、財政的な問題、財源になる問題だとか、それから支出の問題、そういったもの

を総合的に判断しながら計画を立てていくという、そういう制度になっています。

僕の記憶違いでなければ、基本的には現役時代の人たちが納めている年金の保険金、負担金というのかな、それを基本的には今年金をもたらしている人たちに支出をしていくというような、それぞれ若い人たちが高齢者の方たちを支えていくという、そういった取組になっているというふうに思っています。そういうことで考えていくと、将来的にわたって働き手がだんだん少なくなってきた、若い人たちが少なくなってきた、高齢者の方たちが多くなるということになっていくと、年金財政の全般的なことを考えていくと、入ってくる収入が少なくなってきた、支出が多くなってくるというようなことが考えられてくるのかなと思います。そういった部分で、制度を先に見ていったときに、そんな制度だったら、若い人たちが自分たちがもらうときにももらえないかもしれないから、入っても無駄ではないかと思われるような、そういう制度ではまずいのかなと思っています。そういうことも考えながら、きちんと国として入ってくる収入、それから年金として出す支出、そういったものを検討しながら、制度としてきちんと成り立っていく、そういったことを考えていただかなければならないのかなと思います。

そういったことで、町としてそれぞれの一つの町から、年金の額をもっと増やせとか、どうしたほうがいいだとかというようなのは、なかなか合わないのかなというような気がしております。

年金額が、やはり高齢になったときの生活の一番の大事な基本的な生活費になるわけですから、そこはやはり田利議員が言われるように、生活がしていけるような額になっていかなければならないというのは、それはそのとおり間違いないというふうに思っています。

ただその上で、先ほど言ったようなこと

でありますので、一つの町からそういうことを要望するというのは、そういうことにはならないのかなというふうに思っています。それはやはり国としてやらなければならない。僕らが考えなくても、当然国の人には分かっているのだろうというふうに思っていますので、そういうことなのかなというふうに思っております。

それから二つ目ですが、住民の方たちが、皆さんで取組をしなければならない、例えば上勝町のお話もされていましたが、高齢者の人たちがやる気になれば、やれることがあるのではないのかというようなことで、足寄らしい取組という、高齢者の人たちが自発的にやれるような取組をしていかなければならないのではないのかというお話だったと思っています。この後、きっと老人クラブの話だとかも、いろいろと出てくるのだと思いますけれども、老人クラブだとか、そういうお年寄りの方たち、高齢者の方たちが集まる場所で、自分たちでやれること、どんなことがあるのだろうかというようなことを話しする、そういう場がやはり必要なのかなというふうに思っています。その中で、これはできないけれども、こういうことだったらできるのではないのかだとか、こういったことは例えば自治会だとか、それからいろいろなところ、町だとかも含めて社会福祉協議会だとか、そういったところをお願いをして少し協力してもらったほうがいいのではないのかというような、そういうお話ができる場がやはり必要なのかなと思いますが、あるいは、それが老人クラブだとか、そういう場所なのではないのかなというふうに思っています。

そういった意味で、老人クラブもなかなか、今、先ほども答えの中でお話ししましたが、少しでも、少しずつ老人クラブ自体も減ってきているというような状況、それから、やはりコロナの後、少しずつ活動に参加してくれる人たちも少なくなってきてい

るというようなことを聞いていますので、そういったところを社会福祉協議会などとも相談しながら、協力しながら、そういう足寄町として取り組めることはどんなことなのかといったところを検討していきたいなというふうに思います。

あと、病院に行くときの体制というか、交通手段ですね。そういったものについては今段階でいくと、先ほどもお答えしましたけれども、社会福祉協議会の中で、病院に行くときの支援策というのを設けておりますので、そういったものを活用していただきたいなというふうに考えているところであります。

ただ、社会福祉協議会自体も、ボランティアで運転手をしていただいている方がだんだん少なくなっているとか、いろいろな課題がやはり実態としてはあるということでもありますので、そういう人手不足という状況の中でいろいろな課題が出てきますので、総体として、先ほど除雪の話もありましたけれども、除雪も含めていろいろなことをどういう形で取り組んでいくのか、足寄町として取り組んでいけるのか、町全体として、そういう大変な人たちの支援をできるのかだとかといったところが今後の課題になるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） すみません、時間がないから詰めようと思ったのですが、申し訳ありません。

今、町長からいただいた、帯広の病院にかかる場合の手段の問題ですけれども、社協でやっていることは、例えば私の例を出しますと、私の場合が、三、四年後ですよ。車も免許もなくなったときに、旭町に来ていただいて、帯広まで送迎してもらえるのですか。それは予約しておいて来てもらえるのですか。それは必ず大丈夫なのですか。大丈夫というか、人手が足りないか

らできないというか、今は無理ですとかないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でございました外出支援サービスにつきましては、先ほどの答弁の中でもお話をしましたけれども、公共交通機関を利用して通院等ができない場合に使用できるというふうな形になっておりまして、その公共交通機関を利用できない場合については、自宅までお迎えに行きますし、送迎という形で病院まできちんと、病院から自宅にお送りするということが可能になっていますが、それも先ほど言いましたように、運転手はボランティアという部分もあったりしますので、同時のときに複数個病院に行きたいということが事前予約制でございますけれども、その段階であった場合については、必ずしも使える状況ではないという部分もありますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） そこでちょっと問題になるのですけれども、例えばボランティアの方が、私の場合というふうに言ったほうがいいですね。車で行ってくれるのなら7時に出て、国立病院に8時半に着ける。そして終わったら多分10時半とか11時になるのですよ。そこまで待っていらっしゃるのですかね、運転手の方が、現場で。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

朝早くの時間については、診察時間等もございますので、若干調整をさせていただくこともあろうかと思えます。ただ、そういった部分で受診をされるために病院に行った後、その間、運転手はその場所で待

機をして待っていただく、近くのところで待っていただくというような形で送迎をするような形になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） それは無料でしょうか、有料でしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えします。

利用される方については無料となっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） 公共交通機関を利用できない場合はという条件つきですよ。多少、体力落ちてよろよろしていても、公共交通機関で行ける場合は、公共交通機関で行きなさいということが前提ですよ。

例えばの話です。例えば、私がそうなった場合に、朝 6 時に出るためには、5 時半頃出て歩かないといけないのです。旭町から歩いてバス停まで行く。そこからバスに乗って行ったら、片道で 3 時間 20 分、約 3 時間半かかるのです。往復 7 時間かかるのです。多分、多少歩けたとしても、無理だと思うのです。公共交通機関、使えるのかといたら使えるのです、行く気になれば。多分、帰ってこれないのではないかと思います。帰りのバスは何時にあるかといいましたら、帯広の駅発が 4 時 33 分、それを逃したら 5 時 20 分です。それを逃したら最終が 19 時 50 分なのです。19 時 50 分で帰ったら、うちに着くのは 21 時 59 分なのです。それが可能かということです。車もなくて、免許もなくなった体力もない人がそれは可能か。そういう条件があると、なかなか難しいのではないかと思いますので、その辺どうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

時間だけで言いますと、何時間かかるから、これは対象、対象外というのは、なかなか言いづらいところがあるのかな、判断しづらいところがあるのかなというふうに思っています。

ただ、先ほど言いました、歩行状態については、その状態が本当に歩いていける状態なのかどうかというのは、予約の段階の相談の段階で確認をさせていただいて、判断する状況になろうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、時間となりましたので、5 番田利正文君の一般質問につきましては、後日、あした再開をさせていただきますと思います。

ここで、14 時 30 分まで休憩といたします。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、4 番矢野利恵子君。

（4 番矢野利恵子君 登壇）

○4 番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

働く場所のために。

令和 7 年度から始まる足寄町の第 7 次総合計画の中に将来人口の推計があり、それによると 2025 年に 5,939 人、2050 年には 3,759 人になると予想されています。

人口が減ると、今ある産業も衰退し、人もますます減っていきます。人口減少を食い止めるため、役場内に新しく「働く場所創設課」を設置して、誰もがやりたいと思うような魅力的な仕事をつくる対策を取ることにはできないかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「働く

場所のために」の一般質問にお答えします。

仕事をつくる対策を行う「働く場所創設課」の設置につきましては、現在仕事をつくる業務に特化した部署の創設は考えておりませんが、足寄町の人口減少が進んでいるため、人口減少対策が急務と考えております。

地方は都市部と比べると就職先が限られるため、転出を止めることは難しいと思われませんが、少しでも流出を減らすとともに、U I J ターン受入れなどにより、人口減少の抑制を図っていく必要があると考えております。誰もがやりたいと思うような魅力的な仕事をつくることに関する妙案はありませんが、まずは、足寄町の基幹産業である農業、林業の基盤を強固にすることで足寄町の経済が安定し、それにより関連する二次産業の振興が図られ、他の業種の維持、働く場の確保につながるものと考えております。

近年の足寄町の企業誘致の状況としましては、コロッケの原材料となる足寄町等で生産されたバレイショを受け入れ、冷蔵保管する株式会社ちぬやファーム足寄センター、駆除されたエゾシカを原材料としてペットフードを製造するK & D エゾシカ処理場、本町の資源を活用する企業が町内で営業を開始しております。

今後におきましても、足寄町企業促進条例等による支援を行い、足寄町の活性化、人口減少対策に向けた企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

今後も、総合計画や、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにに基づき、人口減少を食い止める施策に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） いきなり働く場所創設課というのは、アイデアのある人も必要だし、難しかったかもしれない。それなら、創設課が駄目なら、働く場所支援課というふうに特化して、支援することをやってもらえないだろうか。

先月町内の建具屋さんが廃業してしまった。そして、今月農協直売所の「寄って美菜」も廃業してしまうということを聞きましたが、その寄って美菜については、どのような町としては対策を考えているのか、聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

寄って美菜につきましては、農協にも聞いてみましたけれども、一応、今年度については12月27日で閉めますと。ただ、今お話あったように、廃業というお話は聞いておりません。今後については、また検討していますというお話でした。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 検討しているという形なのですね。毎年、検討している、検討しているというか、赤字だから、寄って美菜をどうしようかということが問題になっていると。とうとう今年度で終わりになる予定だというふうに聞いたものですから、そこをまだはっきりしていないのなら、町として、そこに働く場所確保のためにも支援していくべきではないかと考えます。例えば、道の駅、観光協会には年間950万円の補助金を出して、16人も働くことができる。町として、それぐらいの補助金を出して、16人も働けるような場所をもっといっぱいつくっていったらいいのではないかと。寄って美菜にしても、宙ぶらりんというか、まだはっきりと廃業という形にはなっていないというならば、町のほうから、続けるために補助金を出すなり何

なり、対策を整えていくことはできないか。例えば、道の駅には16人のほかに2人の町でお金を出している地域おこし協力隊の人たちがいる。だから、そこにも地域おこし協力隊の人たちを配置するという、そういうような体制を考えて、何とか寄って美菜を継続していくということはできないか、お聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

具体的にどれぐらいの状況なのかというお話を農協から正式にいただいております。ですから、例えば、お金が足りなくて人が雇えないというのか、例えば、建物にこういう問題があって、これが解決できればできるのだとか、今、実際に運営されている農協のほうからの具体的な提案がないと、私たち何でもかんでもいいよということにはならないと思いますので、農協のほうからこんなような対策を取ってほしいだとかという話になれば、私たちとしてはそれを受けて、どんなことができるのか考えたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 何でもそうですけれども、町民の方からのこうやってほしいという要望を聞いて、それからやる。そうではなくて、こちらのほうから積極的に、このままだったら潰れるなど考えたら、こちらの町のほうから積極的にこういうふうにしたらいいのではないかという対策が必要だと思う。だから、働く場所創設課が駄目なら支援課ということで、廃業してしまうようなところを察知したら、それに対する対策というのを講じていかなければ駄目だと思う。

私、昔、オンネトー魅力創造委員会というのが回覧で回って、それに応募したのですけれども、回覧で回って応募してきた人はほんの数えるほど、ほとんど町に頼まれ

たという人たちばかりだった。要するに、自然に任せていたら駄目でないかなど。こちらから積極的にアプローチしていかなければ物事は進んでいかない。それで、そういうことも、農協からどういう支援をしたらいいのを待っているのではなくて、こちらから、こういうふうにしたら存続できますよ、そういう対策を講じるべきではないか、そこが一番大切だと思うので、積極的に町のほうから働きかけてほしいという気持ちで、その要望をいたします。何とかお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員から、寄って美菜の関係でお話がありましたけれども、寄って美菜についての経営状況だとかというのは、町がきちんと把握しているわけではなくて、あれは農協がやっている事業ですので、農協としてきちんと事業としてやっているということになると思います。

一定程度、年間通して、年間といってもどちらかといえば夏場が中心になるので、今頃のこれから観光客の少なくなってくるような時期になると、一旦店を閉めてということになるのだというふうに思うのですけれども、そういった中で、今年の状況はどうだったのか、今までの状況はどうだったのかというようなことも含めて、農協の中で検討しながら今後どうしていくのかという話になるのかなというふうに思っています。

それを町のほうで事前に察知してといったところは、なかなか難しいかなというふうに思います。特に農協ですから、きちんと一定の期間が来た段階で、毎月毎月、きつともって収支だとかそういったものも出しているとは思いますが、そういった中で、農協として今後どうしていくのか、町の施設ですから、そこを使いながらやっていく上で、今後どうしていくのかという見通しを立てながらやっていくのだ

というふうに思いますけれども、そういった中で、今後どうするか、今まで使っている施設を今年で例えば終わりにするだとかという話になるとすれば、やはり事前に話があって、その中で今後どうするかという協議を進めていくという、順番としてはそういうことになるのかなというふうに思っています。

事前に察知ができるかどうかというのは、それぞれの状況にもよりますので、なかなか難しい部分もあるかなというふうに考えていますが、寄って美菜についてはそういうようなことかなと思います。

今、経済課長のほうからも話がありましたけれども、来年どうするのかというのが決まっているということではありませんので、今、農協の中で検討しているという状況の中で、町がどうするのだということ、うちが支援しますよだとかという話にはやはりなりません。なりませんよね。そういうことなので、農協の今後の状況、どうしていくのかという検討なども含めて、その中で、さらに町としてどうするのかという対応を考えていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

それと、先ほども申し上げましたように、働く場所、雇用の場所をつくるだとか支援するだとかということだけでの部署、課をつくるというのは現在のところ考えていないという、創設課にしても支援課にしても、今のところ、それだけで課をつくるということは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 支援課も考えていないと。だからどんどん町内の産業が衰退して人口も減っていく。町内の産業が廃業するのを食い止めたり、人口減少を止めるためにはやはり自然に任せていて、相手

の人が言ってくるのを待つでは駄目だと思う。そういうことをやっているから、この第7次総合計画、2025年に5,939人という予想、5,900人台はもう2024年のうちに達成してしまっている。この予想よりも早く人口が減っていくのではないかな。そういうことになっていくので、やはり積極的にやらなければならないと思う。例えば大規模草地の経営でも、農協から毎年1,800万円ですか、今は。施設が老朽化しているので、直したときの料金を何年間に分けて払うという形になっている。同じ指定管理者でも、化石博物館には年間4,200万円、プラス屋根の補修費1,000万円を出している。

それで考えたら、大規模草地にだって、あそこも重要な働く場所であるから、そこに対しても年間修理費の1,800万円を取るのではなくて、こちらから、それは要らないよというふうにしなければならないと思う。相手のほうが要求してくるのを待つではなくて、こちらからそうしないと存続しませんよぐらい、役場の職員で一生懸命いろいろなことを勉強しているから分かるはずですよ。農協の人はどうしてそういう形にしたのか。ほとんど全ての指定管理者の団体は、町からお金をもらっているのに、大規模草地だけ指定管理者、お金を町に払っている。それは、大規模草地は黒字だったから、だからそれでいいのだという話だけれども、農家が減ってきて、ここ2年間は赤字だそうですよ。そういう状態の中で、向こうが言ってこないから対応しない。それでは駄目なような気がする。やはりもうちょっと産業を続けるために、町で積極的に努力していかなければならない。大規模草地についても、その収支については町では把握しているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 農協は経済団体ですから、当然のことながら農協の職員のほうがより、そこそこの事業所の経営状況と

いうのは分かるわけですから、今の状況がどうなっているのかというのは、町よりももっともっと農協の職員のほうが把握をしているというふうに考えています。

そういったことで、寄って美菜も含めて、そういう形で農協のほうは今実際に経営をしているわけですから、その経営状況だとかそういったものは把握をしながら出しているということになりますので、毎年毎年の状況というのはきちんと把握がされているものと考えています。そういう中で、農協が今後どうしていくのかというのは、きちんと考えていかなければならないという状況になっているのかなというふうに思っています。

働く場所創設だとか支援だとかという課は、今のところはつくる予定はありませんけれども、今後においては、第7次の総合計画、来年度からスタートするわけですが、それと合わせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そういったものもつくりながら、働く場所をどうしていくのかだとか、若い人たちに足寄町にとどまってもらったり、もっと言えば、来ていただいたりするためにはどうしたらいいのかだとか、そういったものを進めていく、そういうことにしていますので、今後においても人口減少は、全体としてはやはり日本全体が人口減少していくという状況になっていますから、足寄町だけ増えるだとかということにはなかなかないと思いますが、いかにして人口減少を抑えていくのか、そういった取組を今後も進めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 働く場所の支援課もつくる予定は今のところないと。だけれども、これからはそれが必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ、そのところを考えて、例えば左官屋さん

だって後継ぎの人がいない。そして、板金屋さんだって後継ぎの人がいない。でも、そういう人たちがいなければ、私たち暮らしていくのにとっても困る。板金屋さんが相談したらそれに乗りますよ、左官屋さんが相談に来たらそれに乗りますよでは全く話にならないと思う。どんどんまちが衰退していくだけです。そのことを考えたら、働く場所支援課というのを、せめてこれをつくってもらいたいなど。でも、今のところやる気がないというのだから、それはもう何言ってもしょうがないから仕方がないけれども、今後、こういうことに特化した課をつくって、町として対策を取ってほしいと思いますけれども、今後のことについて答えをお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 働く場所の創設だとか支援だとかという課、働く場所をつくるだとか、そこを支援するだとかということで特化した課はつくる予定はありませんが、働く場所ですとか、それから先ほども言っていますように、足寄町が今人口減少してきている状況というのは、どなたも今ここにいらっしゃる方、皆さん共通認識に立てるところだろうと思っておりますので、そういうことに対する対策というのを、課というところでは設置はしないけれども、そういう仕事を取り組んでいきますということについては、これまでもやっていますけれども、これまで以上にやらなければならないことだと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） これまで以上に、今までの形でやっていくということですね。でも、町として積極的に加担していかないと、これは駄目だと思うので、そして人口はどんどん減っているけれども、大樹町のように人口を増やしたところもある。そこは宇宙基地という奇をてらった、

どこのまちでもやらないようなことをやって人口を増やしていつている。だから、足寄町も本当にそういうことを考えて、何かいろいろなアイデアを駆使してやっていかなければならないと思う。そのことを考えたら、そうしたら特別な課を設けなくて、人口増のためにやっていくというなら、ただそういうふうに言われても、実際にどのようにして、こちらから、町のほうから積極的にアプローチしてもらえるのかどうか。潰れそうなところは、放っておいたらそのまま潰れてしまって終わりです。町のほうから、この仕事を続けるためにはどのようにしたらいいのか、こんな補助金の制度もありますよということを、こちらから話を持っていかなければ駄目だと思うので、今ある体制の中で、そのことを実行できるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども言いましたけれども、今までもやってきたけれども、これまで以上にそういう取組を進めていかなければならないということでお話をさせていただきました。

総合戦略だとか総合計画、そういったものもありますし、また、この後、人を増やしていくというか、減少していくのを何とかしてでも抑えていくために、どういうこと取組が必要なのか、そういったことも、もっともっといろいろ研究しながら進めていかなければならないと考えているところであります。

それから、まちの中の人口減少、それぞれ高齢化もしてきているという部分もあって、いろいろ今まである業種の方たちも、一定程度いつまでもできるわけではないので、一定の年齢が来たりだとかしたところで、やはり引退もせざるを得なくなってくるというようなことになっていくのかなと思います。

そういったことで、今、矢野議員がおつ

しやられたような、やめていかざるを得ないような、そういう業種もあるわけですので、ただ、そういう業種がなくなると、町民の人たちの生活には非常に大きな影響が出てくるというのは間違いないというふうに思います。今まで町内でお願いしていた仕事が、町内ではやってくれる人がいなくなって、町外のところをお願いしなければいけないとかとなると、今まで以上に経費なども多分かかってくるのだろうなというふうに思います。そういったこともありますので、できるだけ今まであるような業種で地元に残さなければならぬような、そういう仕事というのは、これは何とか残せるような対応というのを考えていかなければならないのかなというふうに思います。

ただ、やはり今の地域の中で、足寄町だけではなくて、ほかの町も含めて、だんだんそういうところが少なくなってきた、実際に今まであった業種がなくなってしまって、隣町にというようなことは、ほかのまちでもあることですので、それは絶対に残すのだという、そういう残したいという気持ちはありますけれども、それが絶対に残せるかどうかというのは、やはりいろいろな取組の中での成果が現れるか、現れないかといったところになるのかなと思いますので、いずれにしても、何もしないということではないです。これから、先ほども言ったように、これまで以上に取組まなければならぬねというところは間違いないところでもありますので、これからの取組をいろいろな形で、部署はつくらなくても、今までいる人たちの中でも合わせてやる形にしていきたいなと考えています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 気になるのは、寄って美菜のことなのですけれども、これからきちんと続けてもらえるようにと、

こちらから補助金を出しますよ、または、まちおこし協力隊の人をそこへ派遣しますよという、そういうことをやってほしいなと。

例えば、一般会計の今回補正予算の39ページ、商工費の中で観光プロモーション事業補助金100万円が戻ってきている。これをそちらのほうに回すというふうに、計画もこれから立てていくことができる。だから、相手からこういうふうにしてくれというのを待つのではなくて、本当に町のほうから、これがあるし、やってくれという形で持っていってもらいたい。部署がないなら、そういうのをやってほしいけれども、そのことはどなたがやっていけるのですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 寄って美菜の関係については、先ほどから経済課長も申し上げておりますけれども、矢野議員からそういう情報も頂いたので、農協にもお話をしながら、今後どうするのだという話をしています。

今後はまだ決まっているわけでもないし、今検討しているというような話ですので、今後の検討の中で農協としてどうしていくのかということを、それも合わせて、町として、もしも支援が必要ということであれば、どういうことができるのか、どういう支援が必要なのかというようなところのお話を、まだ農協としてもいつぐらいまでということはないみたいです。その検討の中で、町としてもできることはしていかなければならないと考えているところであります。

あと、部署については、今後、機構改革等も検討しておりますので、そういった中で、どこで担当するのか、来年度以降ですね、そういったことについては、その中で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） よろしいですか。

これにて、4番矢野利恵子君の一般質問を終了します。

次に、9番川上修一君。

（9番川上修一君 登壇）

○9番（川上修一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

件名、町道支障木の処理と活用について。

近年、町道脇の木が繁茂し、農業機械やトラックの通行に支障を来しています。

農協のコントラクター担当者によると、バックミラーを破損するという事故も起きているとのことです。

支障木があると見通しが悪く、また鹿が隠れていても分かりづらく、大変危険な状況です。そこで、以下の点について質問します。

1、現在、町道支障木をどのような方法で把握し、処理しているか。

2、支障木処理の課題と今後の取組について。

3、支障木の活用について、どのように考えているか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「町道支障木の処理と活用について」の一般質問にお答えします。

1点目の「現在、町道支障木をどのような方法で把握し、処理しているのか」につきましては、車道や歩道など町道上に枝葉が張り出して、町道に影響を与えている支障木は、建設課における道路パトロールのほか、地域住民の方などからの情報提供により把握しており、現場を確認した上で支障があると判断した場合は、道路敷地内であれば伐採や枝の切除を行っております。一方、道路敷地以外の私有地の場合は、所有者に対応していただくよう依頼しておりますが、対応が困難であり、そのままの状

態だと通行者の安全が確保できないと判断した場合は、所有者の同意を得て伐採等を行っております。

次に、２点目の「支障木処理の課題と今後の取組」につきましては、令和５年４月から施行された改正民法第２３３条では、従来どおり、越境された土地所有者は、木の所有者に枝を切除させることができるという原則を維持しつつ、催告したにもかかわらず、相当の期間内に枝が切除されない、木の所有者やその所在を調査しても知ることができない、急迫の事情があるときのいずれかの場合には、越境されている側の土地の所有者が枝の切除を可能とする内容に改められました。

この規定は、地方公共団体が所有する道路敷地にも適用され、町道に隣接する民有地の木が越境している場合は、改正法の規定により町が自ら枝を切除できることとなりましたが、特に山間部では、道路敷地と民有地の境界を明確にすることや、所有者等の特定に時間を要するほか、町が処理した場合の費用徴収などの面で課題があることから、民有地内の支障木処理は慎重に対応しなければならないものと考えております。

次に、３点目の「支障木の活用について、どのように考えているのか」につきましては、道路敷地内で処理したものの多くは雑木であること、また、町は民有地内のもは原則処分することはできませんので、切除後の枝等は堆積した状態としており、現在のところ支障木の活用は考えておりません。

今後も、町道へ越境が発生した支障木に対しまして、民法改正の趣旨を踏まえ、利用者が安心して通行できるよう適切な対応に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

９番川上修一君。

○９番（川上修一君） ただいまお答えをいただいたのですが、現在の支障木を把握する方法、建設課における道路パトロールということなのですが、実は町道の支障木の関係では、近年随分、私も農家ということもあるのだと思うのですが、農業者の方から、本当に町道の木が機械の通行に邪魔になっているのだという声を多数いただいております。それで、私もなぜかなと思って考えてみたら、やはり作業機械が大きくなっていると。特にそういう要望を寄せられる方は、畜産農家の方がほとんどなのですが、皆さん御承知のように牧草をかき混ぜるテッターという、くるくる回る機械、それがすごい幅いくようになりまして、それを通行の際は広げるのを畳むのですね。ですので、すごい高い。恐らく建設課でパトロールされている車というのは、ジープだとかそういう普通車だと思うので、そういうところでパトロールされた場合は、その通行には支障はないのだろうけれども、恐らく農家がそう言っているというのは、今私が話したそういった状況なのかなと、そう感じております。

それで、あまり農家からそういう要望があるものですから、一回これは自分の目で確かめてみる必要があるなと思いまして、事前に建設課長から町道の地図を頂きまして、何か所か見てまいりました。そのとき見た状況をちょっとお話しさせてもらうのですが、今、話ししましたように、町有地なのか民有地なのか、私には分からないのですが、路面上の半分ぐらいのところ、路面から高さ三、四メートル上なのですが、枝が町道の半分ぐらいまで伸びている場所があるのです。半分はまだいいのですね。場所によっては、それが両側から伸びてくっつきそうになっている場所もあると。私が見てきたのは１２月ですから、もう葉っぱが落ちて枝だけで

すから、そんなに暗い感じはしないと。ところが、夏場、ここに葉っぱとかがついていたら、かなり暗くて見通し悪いのだろうな、農家も通行する際には、機械がぶつかるとかどうかが気にしながら、恐らく通行されているのだろうな、そんな認識を持ってまいりました。

それで、三、四か所見てきたのですけれども、1か所、上利別山手線といいまして、上利別の市街地から、旧森林組合の工場の跡、そこを過ぎて左に曲がって山のほうへ行きます。そして、長野の道路に抜けるのですけれども、通称畜産基地と言われているところなのですけれども、そこは路線全体が木が邪魔しているのではなくて、スポット的に、先ほど私が言ったような、非常によろしくない状況が四、五か所あります。ただ一つの場所の長さは10メートルか20メートルぐらいのものなのです。ですから、そういったことも、今後パトロールの際には、念頭に置いてパトロールしていただけないかなとは思っているのですけれども、自分が町道に行った感じで思ったのは、本当に町道は路線が200以上ありますよね、そして、建設課長にお聞きしたのですけれども、総延長は458キロメートルあるそうです。これは、車両センターで把握しなさいといっても非常に厳しいのではないかと。実際、マンパワーとかそういう部分でね。それで、私が思ったのは、今も地域住民の情報提供があると言ったのですけれども、実は、この質問の冒頭に述べたコントラという組織が農協にあるのですけれども、コントラとは、一般町民の方は聞き慣れないと思うので、若干説明させていただきますが、農家から委託をして、牧草ですとかデントコーンの主に収穫作業をやっている組織なのです。それで、町内一円、農家、町内にいますからね、芽登にも大菅地にも螺湾方面にもいます。各町道あるので、やはりコントラの担当の方は、ここはちょっと通行によろしくないよとい

うことを結構分かっています。それで私も今、自分で見に行くときにどこ行っていいか分からないから、コントラの方に聞いて行ってまいりました。そういうことで、今後のその支障木の把握について、コントラ、農協でいいと思うのですけれども、そういったところから一年に一回ぐらい情報をいただくとか、そういうスタイルを取ってはどうかと、個人的に思っております。

そして、直接、車両センター、建設課に電話できるぐらい、元気のいい方はいいののですけれども、恐らく大半の農家の方は、どこに電話していいのか、分かったような分からないような、今は何とかかわして行っているから我慢しているけれども、木というのは小さくはなりませんから、どんどんひどくなりますから、農協で広報を出しています。それあたりに、農家の人に支障木で困った場所、農協に連絡してくれとか、あるいは建設課に連絡してくれとか、そういうものを載せてもらって、そういう情報を頂くシステムというのかな。それを取り組んだら、車両センターの労力も減るのではないかなと私は思っています。そうした考えについては、建設課長、どうでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 今、川上議員がおっしゃったように、私も道路とかで大きいなど、近年の農業機械は相当大きな機械になっておりまして、ミラーが壊れたということも今回の御質問で初めてお聞きしました。町道上に、町道敷地内、あるいは民間の敷地内であっても、車道の4.5メートル以内、あるいは歩道であれば2.5メートル以内に邪魔になるようなものを置いてはならないという規定が、道路法と道路構造令に基準がございます。本来ですと、木の枝葉であっても、車道上の4.5メートル以内の中に入っていれば、本来はそれはいい

けないことなものでございますので、その辺は車両室、我々町道を管理する部署といたしましても、先ほどおっしゃったように458キロ程度の実延長がございますけれども、その辺は気をつけて、道路のパトロールは今後もしていかなければならないのかなと考えているところでございます。

それで、今、御指摘のあった、支障木があったときの広報とか、そういう関係なのですけれども、それにつきましては、なかなか電話しづらいということを今おっしゃいましたけれども、建設課、あるいは車両室に御一報いただければ、私も含めて、現地を確認させていただいて、通行上、支障となるものであれば、早急に処理しなければならないものと考えておりますし、あるいは、今後の例えばコントラクターの関係で、農協と建設課で、どのように今後対応して、どういうホットラインと申しますか、そういうふうなシステムをつくり上げるかについては、今後検討させていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） ホットラインを結ぶのにお金は要りませんから、ぜひやってください。

今度は、処理の方法についてお伺いするのですけれども、現状では恐らく高所作業車を使って、人力で切っているのではないかなと思うのですね。私が見てきた感じでは、スポット的にひどい場所は、結構幹も太くて、これは枝だけ落としても、すぐ二、三年で元に戻ってしまうのかな。だったら根元から林業従事者が使っているような重機、あれを使って処理していったらどうかと。もちろん予算はかかります。でも先ほど言ったように、道路全体が木で覆われているわけではなくスポット的ですから、意外とやってみたら、ちょっと甘いのですけれども、そんなにお金はかからないのではないかかもしれないと思っているのですけ

れども、処理の方法というのを、これからなかなか人手もないですから、車両センターの方だけでやるのではなくて、民間の事業者をお願いして、予算もあるからあれなのではというけれども、機械でやっていくのだという方向にシフトしていったらどうかと思うのですけれども、その辺についてはどうですか、課長。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 今現在、多分車両室直営で、木の枝だとか伐採することについては、手作業でやっているのは事実でございます。基本的には根元からばつと伐採するということは多分直営ではやっていないのかなというふうに考えているところであります。

方法といたしましては、先ほどのように山間部の町道におきましては、町道敷地と民有地との境界がなかなか簡単ではないというのはございますけれども、もし民有地ということが調査の結果分かって、民有地であれば、あるいは町有地でもそうですけれども、例えば造林業者等の方をお願いして、木は、そんなにいい木ではありませんけれども、木を差し上げますので、無償でやっていただけるということも実際にございますので、その辺も今後考慮して考えていこうということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 実は林業従事者にも、何ぼこちらがやってくれといっても受けてくれる人がいなかったらできないわけですから、林業関係の方にも実は聞いてみたのですけれども、今私が言ったように、町道の木を重機で切ることは時期的にできますかということを聞いたら、林業従事者の方はお盆過ぎから9月、それから3月から4月の頭ぐらいまでは比較的余力があるそうです。ただ現実問題、今私が言っているのは、畜産農家が利用する場所ですか

ら、8月お盆過ぎから9月といたら二番草の収穫で通行が多いので、実際は難しいかな。やれるとしたら3月から4月の頭なのかと私は思うのですね。そういったことも考えながら、ぜひ林業関係の事業者の方と御相談というか協議をしていただけたらありがたいかなと思います。

それからもう1点、今、課長がおっしゃった業者の方をお願いして、木は持って行っていいですよみたいなお話しされたのですけれども、実際に四、五年前に上芽登で木は付近の住民の方が切ったと。切ったものは住民の方の知り合いの業者の方が片づけて、木質バイオマスにその方は持って行ったと言っていたかな。町は、結局そこで、木はあげたけれども、一切お金というか労力も費用もかからなかった、そんなケースもあったと聞いていますので、そんなことも参考にしながら、恐らく現地のケース・バイ・ケースだと思いますから、スポット的にあるような木を業者に持っていけといってもなかなか難しいと思いますので、いろいろと協議しながら、支障木の処理を進めて行っていただきたいと思います。

最後の活用のことなのですけれども、現在は雑木ですし、実際枝とか葉っぱなのでしょうね、利用しようがないから現在は活用していないと。それは分かります。それで、今、私が言ったように、もし重機で切るとしたら、結構太い、雑木ですけれども、あります。これはチップの材料にもなるのではないかなと思うのですね。9月の定例議会で、木質バイオマスエネルギーの地産地消を図るということで、マスタープランをつくると。3月をめどに完成させたいということでありました。また、特別養護老人ホームも今建設中ですが、チップボイラーをやると。費用対効果ということはもちろん大切ですが、町道の、今私が言っている支障木もそういった材料にもなるだろうし、そういったことを

含めて、マスタープランも検討していただきたいなと思うのですけれども、その辺の考えは町長にお聞きして、町道の支障木の活用も含めて、マスタープランを考えていくというお考えをお聞きして、私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 支障木を切った後、どうするのかというところです。先ほども議員がおっしゃられたように、今段階でいくと手作業だとかでやっているのですが、比較的活用するといっても活用のしようがない、本当は使えば使えるのですけれども、あまりスポット的に何本か切ったからといって、そんなにいっぱい量が出てくるということでもないで、なかなか活用しづらいというか、そんなことで堆積しているところが多いのかなというふうに思っています。

お話があったように、少し太い木だとか、1本倒しますよだとか、途中から切ったりだとかというのがあってもいいかもしれませんけれども、そういう形である程度の量が材積としてあるような伐採をする、支障木として伐採をしますといったときに、一定の量がもしもあれば、例えばチップだとかそういったものの材料にすることができるのではないかなというふうに考えています。

本来切ってしまうと産業廃棄物だとかそういうものになってしまうので、本来でいくと処理をしなければいけないということになるのですけれども、そういうことではなくて活用できるものはやはり活用したほうがいいのではないかなと考えています。

まだ、マスタープランはこれから検討の段階でありますけれども、そういう中で、もしもそういうものが出てきたときにどうするのかだとか、そういうことの活用の検討が中にこれから入ってくるのだとすれ

ば、そういったものもどうするのかといったところが検討材料になるのかなというふうに思っています。

私、大分前に岡山県真庭市に視察に行ったときに、農家の方だとか林業の方だとか、多分一般の家庭の方なども含めて、自分のところで切った木を集めて、軽トラックに乗せて持ってきて、集める雑木だとか、普通の製材にならないような木を持ってきて集めてきて、それを売っていく。それを買って、それをチップだとかいろいろなことに活用していくというような事業をやっているのを見てきたことがあります。もしもそういうような形にすると、一般の人たちも自分のうちの裏庭にあった木をちょっと切って、要らなくなった木だからということで、そういうのを例えば持ってきてくれて、少しお金になるだとか、そんなようなことがもしもできるとすれば、それはそれでうまく資源がまちの中で回っていくという、お金も回るし資源も回るといったような形になるのかなと思っていました。そんなのも見てきたので、そんなことができたらいいなというのもちょっと思っています。それができるかどうか分かりませんが、できるだけせつかくの資源でありますから、資源になるものでありますから、資源として活用できるものは活用して、単純にごみみたいな産業廃棄物だとか、そういうようなものにしていかないような方法、そんなことができればいいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、9番川上修一君の一般質問を終了いたします。

◎ 延会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りをします。

本日はこれで延会したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めま

す。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎ 延会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで延会します。

次回の会議は、12月16日午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでございます。

午後 3時24分 延会

